

第百二十三回
国会

参議院環境特別委員会會議録第四号

平成四年四月六日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月三日

辞任

中村 鋭一君

補欠選任

栗森 喬君

出席者は左のとおり。

委員長

洲上 貞雄君

理事

石川 弘君
森山 眞弓君

委員

井上 章平君
石渡 清元君
大島 慶久君
木宮 和彦君
須藤良太郎君
原 文兵衛君
真島 一男君
久保田真吉君
清水 澄子君
堂本 暁子君
西野 康雄君
高桑 栄松君
沓脱タケ子君
栗森 喬君
山田 勇君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

中村正三郎君

政府委員

公害等調整委員
会事務局長

石出 宗秀君

説明員

事務局側

第二特別調査室
長

宅間 圭輔君

環境庁企画調整
局長

加藤 三郎君

国土庁長官官房
水資源部水資源
計画課長

満岡 英世君

外務省国際連合
局社会協力課長

隈丸 優次君

農林水産大臣官
房技術調整室長

猪股 敏郎君

建設省建設経済
局総務課長

百武 伸茂君

建設省河川局河
川計画課長

市原 四郎君

建設省河川局開
発課長

荒井 治君

本日の会議に付した案件

○平成四年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成四年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成四年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について
(総理府所管(公害等調整委員会、環境庁))

○委員長(洲上貞雄君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。去る三月十八日、安倍良一君が委員を辞任され、その補欠として堂本暁子君が選任されました。また、去る三日、中村鋭一君が委員を辞任され、その補欠として栗森喬君が選任されました。

○委員長(洲上貞雄君) 去る三月二十五日、予算委員会から、四月六日の一日間、平成四年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公害等調整委員会及び環境庁について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。
予算の説明については既に聴取をいたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○西野康雄君 環境問題で今盛んに世界から注目を浴びているのに長良川河口せき問題がござい

ます。その長良川河口せきの問題について、先ごろ長良川河口せき建設に係る追加的な調査検討でござい

ますが、これは、平成二年十二月に示しました環境庁長官の見解に沿って、建設省及び水資源開発公団において学識経験者の指導を得て環境庁とも調整を図りながら実施されてきたものでござい

ます。調査検討結果は、河口せき建設によります水質や魚類の生息等への影響を予測しまして、その結果を踏まえた環境保全のための対策を明らかにする内容となつて

います。環境庁といたしましては、これらの対策の適切な実施によりまして環境保全上の著しい影響は避けられるものと考えているところでござい

ます。
建設省及び水資源開発公団においては、この調査検討結果を関係自治体及び地元住民に説明をして、その意見を十分反映させた環境保全上の措置を講ずることとなるわけでござい

ますが、環境庁といたしまして、今後とも必要に応じて建設省と連絡をとりながら長良川の良い環境が保全されるよう引き続き努力してまいりたいと考えておるところでござい

ます。
○西野康雄君 先日の朝日新聞にかような記事が載りました。これは、建設省が公表した長良川河口堰の環境影響調査を請け負った財団法人「ダム水源地環境整備センター」の理事長が建設省OBで、職員の半数を建設会社やコンサルタント会社の出向社員が占めたり、同センターから発注されたコンサルタント会社にも、建設省から天下りしていることがわ

かった。
建設省は、昨年二月から今年三月まで、自然環境などについて、追加調査を行った。どこの会社に調査を発注したのか、という点について「水資源開発公団に任せてあり、知らない」と

し、同公団も、「発注先は言えない」としてきた。しかし、同公団の内部資料によると、建設省は、同省が認可した環境整備センターに依頼。さらに、日本コン、新日本気象海洋、建設環境研究所など、五社のコンサルタント会社に発注した。八七年に設立された同センターは、建設省OBが理事長。同センターによると、現在、職員の半数が、建設業界や大手のコンサルタント会社からの派遣社員。建設省からもかなり出向を受

現在の実績の二倍という都市用水が既にでき上
がっておりわけですが、木曾川水系の水需給計画
見通しは一体いづできるのでございましょうか。
○説明員（濃岡英世君） 国土庁といたしましては、
四全総を受けまして、昭和六十二年に全国総合水
資源計画を策定いたしましたから順次各水系の長
期的な水資源計画であります水資源開発基本計画
の改定を行つてきております。

木曾川水系の水資源開発基本計画につきまして

調整のときには市東部丘陵地域のうち極端な出水不良地域の水圧を第五次の状況に戻すと、こういうふうなことになるわけですよ。明らかにこれは人災なわけですよ。

だから、そういうふうな答弁をなさる前に、やはり実情をきっちり調査していかなければこれは答弁にならない。きっちりやっていく、国民の信頼にこたえていく、こういうふうなことが一番大事なことです。あなた方は被害被害と言ったならばこれは人災であつたりすることが非常に多い。木曾川の河川維持流量を五十トンから四十トンに下げた。しかし、これも上流のダムをつくるために過剰なほどの維持用水を五十トンと設定した。利根川をこらんなさい。毎秒三十トンですよ。そういうふうな木曾川水系だけでも河川賦存量というのが大変に豊富なのですよ。それをあなた方はいつも絶えず昭和六十一年のこういうふうな過水を出してくる。その過水の事情を調べてみる。断水はどうだったのか。調圧不足であつた、こういうふうなことがわかってくる。現実にもう水なんというのは本当に要らない。

あなた方は除塩用水除塩用水と、こういうふうなことをおっしゃる。淡水かんがいのかけ流しだと、そんなこともおっしゃる。しかし、こういうふうなこともそういうふうなことでいつも答弁なさっておられるけれども、淡水かんがいのかけ流し、こんなものは現地の農家の人が聞いたら怒りますよ。国会の答弁でも近藤河川局長もまた荒井開発課長もそのようなことをおっしゃっているけれども、しかし現地の農家の農作業のプロセスを見てみると、田植は四月の二十日から始まり、その月末ごろには終わる。四月前後より六月いっぱい水を必要とするが、かけ流しはしない。施肥、除草剤、農薬散布等のために深水は禁物。七月、中干しのための落水をする。

こういうふうな田植の順番からずっと追っていくと、かけ流しなんてしてられないですよ。かけ流しをしたら、せっかくの農薬も肥料も除草

剤もみんな流れていってしまう。水だけになってしまふ。こんないいかげんな答弁ばかりあなた方はしている。誠意ある答弁というものをきっちりやらないとだめですよ。

荒井さんも、我々はこの事業に対する治水的な要請、利水的な要請、そして環境的な配慮というものにつままして、こういうふうな青い報告書、今そこを持っていますね、これを平成二年の十月でございまして、既に関係市町村、県、そういったようなところに御説明を実施しております。十分に理解を得られるために一生懸命やっております。そういうふうな答弁をいたしました。しかし、現実はどうなのか。愛知県土木部長がこんなことを言っております。平成四年の三月十三日。

長良川河口せきで同じ答弁の連続。国が資料を出さぬ。十二日の県議会土木建築委員会、石井晃一土木部長が長良川河口せき問題に関連して「国にもう少し資料を出してくれ」と言っているが、出してくれない」と述べ、資料を十分に公開しない建設省などの姿勢に不満を表明した。

石井土木部長は「同じ答弁で心苦しい。将来、水が必要なので河口せきを造ってほしい」ということだが、私の方としては国に対して「必要性を証明する」資料をもう少し出してくれと要求しているのに出してくれない。国の資料をいまだき、もう少しこたえられるような答弁をした」と

みずからの答弁の不十分さを認める発言をしている。でも、現実には愛知県の方にもこんな説明をしていない。塩害防止や将来の水需要、治水上の必要性などを論拠に建設省は工事推進の姿勢を崩しておらず、これに対して市民団体などは「科学的論拠に乏しい」というふうなことでありますが、どうですか。

この愛知県の土木部長が言っているように、私が今説明をしたとおり、本当に水が要るのかや

んと資料を公開して出していく、そういうふうな姿勢が必要でしょう。利水面によって、利水面で言っているんですよ。どうですか、答弁は。

○説明員(荒井治君) ただいまの御質問は、愛知県議会において土木部長が国に資料要求したけれどもなかなか得られなかったというふうな趣旨だったと思います。その点につきまして、我々は地元市町村、地元の住民関係に、昨年の七月以来この事業計画等の説明を逐次やって連絡を深めていると同時に、内容等についても十分御説明申し上げております。また、愛知県議会においての発言はどういう趣旨かと申しますと、県としても独自の意見を出すべきではないかという質問です。県としても独自の意見を出すべきじゃないかということに対して、土木部長としては、国が長年かけて詳細に調査した結果であるので県が独自に調査すること困難である、非常に内容が詳細であるから今後国から詳細な資料を手に入れるよう努力する、その答弁であつたわけでございます。

ですから、我々といましては、そういうふうな議会において御質問が出たものについては、逐次資料を提供し、御説明申し上げているところでございます。

○西野康雄君 逐次詳細な資料を議会から提出の要求があつたときには提出する、その姿勢が問題なんです。今回の長良川河口せきの環境調査でもそうなんです。私が一番最初に建設委員会に配属されたときに、魚道の問題で、カジカはどうですか、アユカキはどうですか。そのときの答弁はどうだったんですか。問題ございません、問題ないと思ひます。その魚道で問題ないのか。問題が出てきたからせせらぎ式魚道だとかそういうふうなことになるってきかたでしよう。言わなければやらない。言わなければ出さない。そういうふうな姿勢こそ、荒井さん、やっぱりこれがいかにないですか。疑念を招くんじやないですか。言われてから、さ

あカジカもやりましたよ。言わなければ何にもやらない。ほつたらかしらなんです。利根川河口せきの塩害問題も、何か堤防の下をくぐって塩が出てくるような、この間資料取り寄せたらそうじゃない。塩水が川を遡上していつて、それを間違つて給水口からとんとんと取り入れた。どこか隠れている、自分たちの都合なことは隠す。そして問題が出てきたら資料は出しますよ。

それなら、本当に水が要るのかどうか、私も資料請求しますから出してください。愛知県に出したのと同じものを教えてください。資料かといふことがよくわかりませんけれども、その点がはつきりすれば検討したいと思ひます。

○西野康雄君 いや、荒井開発課長が答弁したとおりのことです。愛知県へ出した資料と同じものを提出してください。それです。それとどうもごいいます。出さずして。とにかく言わないと何にもやらない。恥ずかしいことだと思ひます。

また、地盤沈下に関しましては、そういうふうなことは、僕は何も開発に対して自然保護とかそういうふうなことを言っているのではなくて、本当に人命に関しても大丈夫なのか、そういうふうなことを思ひます。

例えばゼロメートル地帯。名古屋南部の悲劇は海面以下のいわゆるゼロメートル地帯であつた。しかも、この被災者の大部分が海面下に住んでいたことを知らなかったと言われる。名古屋のゼロメートル地帯の成因は東京そのほかのゼロメートル地帯の場合よりはるかに複雑であり、幾つかの原因が組み合わされたものと見られ、その範囲は東京のゼロメートル地帯よりはるかに広く百八十五・四平方キロに達している。その大半が名古屋や四日市の工業地帯からなるに離れた水田地帯である。単純な地下水過剰揚水とも言い切れない。南海地震や東南海地震のときに約三十センチも沈降したことがあるため、地盤沈下の原因をすべて自然的なものとする説もある。要す

るに、この地方での沈下は、地盤変動、軟弱層の収縮、地下水脈上流側の過剰揚水、被圧地下水の農業用水くみ上げなど、さまざまな要因が考えられる。

あなた方は、地盤沈下しておりますというのはいつも工業用水だけで取り上げたりする。しかし、こういうふうなところで一遍地震が起きると三十センチも沈降する。かような場所に大きなものをつくる。ひよっとしたらゲートが上がらない、下がらない、そんなことまで起きてくる。現実には、行かれたらわかりますけれども、あの河口せきの堤の向こう側の民家はひび割れてきていますよ。あなた方もそれを補償しているんでしょう。補償といふたつて、これはセメントを詰め込んでいますので、

なぜもっと事業を実施する前に、やれ利水だといふ前に地盤から全部調べないんだ。被害が出てから、補償すればええ、金さえ出しゃええ。しかし、人の命というものはそういうものじゃないんですよ。利水面でもはつきりしてこない。治水においては一遍で三十センチも下がってくる。こういうふうなことは本当に国民は納得しませんよ。言われなければデータを出してこない、こういうふうな姿勢であつてはいけない、そういうふうに思います。

しっかりとこれからみずから疑問点に対して情報を公開していく。何も資料を出さない。隠している。この環境の調査においても、魚類相だとかいろいろなものが隠れているんだ。肝心な部分はばこつと抜けている。そういうふうな姿勢であつたら、幾ら長良川河口せきは必要ですと言つたって国民は信賴しないと思います。しっかりとこれからは、近藤河川局長はいつか情報をきちんと公開してやりまうと言いながら、除塩用水一つとりましても、これはできていない。こんなことでは本当にいけない、姿勢としてついでにいけない、国民が納得しない、そういうふうに思います。いろいろと質問はしようございますけれども、今回においては、私、四十分参りましたので、終え

させていただきます。

○堂本暁子君 地球サミットと言われます開発と環境に関する国連会議まであと二カ月になりました。ニューヨークで開かれておりました最終準備会ももうすぐ終わつたところです。環境庁の方も大変に忙しい思いをされたと思いますし、私も現地へ皆さんがもう本当に夜遅くまで働いていらつしやるのを見て御苦労なことだと思つておりました。

きょうはまずそのことから伺いたいんですけれども、日本の立場と申しますか、大変世界から注目を浴びている。いろいろな意味で注目を浴びている。単に資金面というふうなそういう単純なことではなく、一体日本の指導力はどうなっているのか、一体日本は何を考えているのかというようなことを多々聞きました。それで、この地球サミットに向かって環境庁としてはこの最終準備会を終えてどういう対応を今後考えておられるのか、まず最初にそのことを局長に伺いたいと思います。

○説明員(加藤三郎君) ただいま先生おっしゃられましたように、四月三日準備会合が終わりまして、六月のUNCEDに向けて、これからUNCEDを成功に向けて最大限の努力を引き続きしてみたいというふうに思っております。

中でも、これまでの準備会合で残しました幾つかの点、すなわち資金問題あるいは組織、機構の問題、あるいはかつて地球憲章と呼んでおりました準備会合の結果リオデジャネイロ宣言というふうに名前が変わると思いますが、そういったものの最終的な文案づくり、そういったものにつきまして日本として最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。

○堂本暁子君 文案づくりは確かに事務局や各国政府の間で着々と進められていると思います。随分とリオに持ち越された作業も多いようですけれども、そのことよりも、やはり一國としての姿勢、これは大臣に伺った方がいいかと思つたけれども、やはり日本としての姿勢が今問われている。

地球サミットに向かって日本はどういう姿勢で臨むのか、その点を伺いたいのですが。

○国務大臣(中村正三郎君) これは今世紀における国連主催にかかわる最大級の会議と思つておりますし、今非常に緊急の課題になってまいりました地球の将来の環境の問題でありますから、この成功に向けて、私のところにも、昔の環境庁はこんなことなかったと思つたけれども、外国の環境庁長官、環境大臣、また国連の方々、いろいろな方々がしつちゅう来て打ち合わせをする。私はなかなか予算委員会があるものですから外国へ出られない。そこで外務省の方たちにいろいろお願いし、またうちの職員の方たちに動いてもらつて、いろいろな交渉に当たる。簡単に言えば、この成功に向けて今精いっぱい努力をしているところでありませう。

ただ、先生立場と、こうおっしゃいますけれども、国際会議でありますから国際的な合意が得られなければいけないわけでありませう。ところが、世界の国々はそれぞれの立場があつて動いているわけでありませう。今、先生もうジャーナリスト御出身でよく御存じだと思つたけれども、やや立場が似ておりますのがECと私ども。それから発展途上国の方々はよく来られて、この間からブラジルのゴルドンベルギンからインドの環境大臣から、それからこの間はメキシコの大使も来られました。いろいろ話し合いますけれども、この方々たちとは最終的にはいろいろな面で意見の相違は今ございますけれども話が合せていける接点があるんじゃないかなと。今最大の課題として抱えているのはアメリカとの問題であります、委員多分御存じだと思つたけれども。

困難なことはいっぱいございますけれども、我が国といつたしましてはこの十五日から開かれる、国連のUNCEDの主催でありますけれども、我が国で竹下元総理、海部前総理、それから平沼経団連会長がホスト役を務めていたします会議、これは大変日本でやるということに意味もあり、こゝから議論されることがUNCEDの成功に向

けての一つの大きな要素になってくれればいいなと。あらゆることを通じてこの会議の成功へ向けて努力をするというのが我が国としての立場でございます。

○堂本暁子君 そうした御努力はよくわかりますが、大臣おっしゃられるほど簡単ではないように思います。大変にさまざまな問題が錯綜しております。単純な対立という構図ではなくて、いろいろな国の利害あるいは南北の利害、南の中の国々の利害といったものが錯綜してはいますが、そういった中で、今精いっぱいやりまうとおっしゃいますが、日本は本気で環境の分野でイニシアチブをとっていく、世界に指導力を発揮していくという覚悟でおられるのかどうか、その点を確認させていただきます。

○国務大臣(中村正三郎君) これは委員言われるまでもなく各国の利害の中でやるわけですから、準備会合にいたしましては議長が言いますと百何十カ国というものがそれぞれずつと発言していくわけですから、それを整理してやっていくということも大変です。

今度の会合でいわゆる従来地球憲章と言われていたものにつきましては大分文章をつくり上げたようでありませうけれども、これも御存じだと思つたけれども、トミー・コーさんが非常な手腕を發揮してやつたのでございますけれども、これもUNCEDの本会議でまた議論が蒸し返されることになるんじゃないかというふうなことも予想されます。大変難しい国際会議でありますからこそそれを成功させるためにあらゆるチャンネルであらゆる努力を今拏つておるところであります。

ですから、イニシアチブを發揮するといつてもそれは各国の、国連というのは一國で動かすものじゃありませんから、各国の合意の上に動かすわけですから、合意ができて、しかも一番有効であるような条約なり話し合いができるように今精いっぱい努力をしているということでございます。

○堂本暁子君 今地球憲章のお話が出たので地球憲章のことに移りたいと思いますけれども、朝日新聞、三月四日の夕刊なんですけれども、ここに環境庁の基本的な認識をまとめた「地球憲章に関する基本的な考え方」というのがまとまったということで、ここにありますけれども、大臣はこれをお読みになりましたでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 読みました。

○堂本暁子君 はい、ありがとうございます。そして、私は実は出かける前は存じませんでした。きのうこれをいただきまして読んでみました。私も、英語の文章ももちろんで読んでいて、お読みになつてどうお感じになったか。私自身は大変によくできているんじゃないか、大変明快に日本の態度が示されているというふうに思っております。

「基本的認識」ところでは、先進国を中心として経済の量的成長や物質的に豊かな生活を至上とする考えが産業分野のみならず多くの生活様式にまで浸透し、地球環境への負荷が増大しているというふうに認識していると。まさにそのとおりだというふうに思ふんですね。それから、次の章で「環境保全型の社会経済システム構築のための行動原則」というところがありますけれども、そこでも、先進国を中心とした大量生産、大量消費、大量廃棄の経済構造や生活様式は、厳しく反省され、抜本的な改革がなされなければならないとしています。そして、最後に今後の課題として

地球の有限性に基づく循環を基調とした政策の推進 各国、特に先進国は、地球が無限度であることを前提とした工業化社会の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする政策を見直し、資源の有限性に基づく循環を基調とした再生能力の最大化を目指す政策の展開を図らなくてはならない。

というふうに書いてあるわけです。

環境庁としては、もちろんここに書かれている基本認識と行動原則に沿って対応しておられるんだと思いますが、局長いかがでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) 先生お触れになられました

た懇談会の基本的考え方、これはまさに私どもの環境庁長官のもとに設けられました懇談会でございまして、ここでの意見をこの地球サミットの準備委員会の場でのいわゆる地球憲章の検討に最大限使ってもらおうと、盛り込まれておりますエッセンスをいざ日本府提案の中に盛り込みまして、そしてこの議論を開始しました当初にいわば日本提案として提出するだけでなく、実はその地球憲章の部分の審議が非常に長かつたわけですが、その期間じゅうずつとこの精神を体して臨んだわけでございます。

○堂本暁子君 この基本的な考え方、私が理解する限りではG77の途上国にも歓迎されると思うんです。

ちょうど私がニューヨークへ着きました日がこの地球憲章の審議をしている日、先進国の責任として過剰消費社会を入れるか入れないかという議論が一日じゅう続いていたようです。私は別の会議に出たので自分で出たわけではありませんが、そういった利益至上主義の価値観から社会経済システムの転換を図るということが途上国からの要求であった。それに対してアメリカはそれを断固として入れなかったということを聞いています。

その先が大変気になることなんです、NGOの人たちがこう言いました。日本は書いてあることは非常に立派である。しかし、どうして会議の場で積極的にそれを支持していくような発言をしないのか、どうして一々アメリカの顔色を見ているのか、日本はどうして独自のイニシアチブをとろうとしないのか。これは地球憲章の場には私はいなかったのですが、これは私にはわからないんですけれども、全体としては非常にその雰囲気強い。私がずっと出ていましたバイオダイバーシティ

1、生物の多様性条約についてはまさにそうでありまして、ほとんど日本代表は発言しない。たまに発言すると思うと、日本はアメリカを支持しますという発言なんです。もう本当に情けないというか、大環境庁が行っていないということが最

大の間違ひです、私のいたところは。どうして自然保護局の方がこういうちゃんと大事な生態系の審議をする場にいらないのか。そこにいた代表というのを通産省であり厚生省です。ですからバイオテクノロジの利益を代表する人であり、どちらかといえばそちらの方を代表している。だからアメリカの肩を持つのは当たり前なんです。

そういったアジェンダ21の審議の場でもそうでしたけれども、もう一回話を地球憲章の方へ戻しまして部長にもう一度伺いたいと思ひますが、私が書いていなかった、みんなが紙には立派なことが書いてあるが発言はアメリカ追従だというふうに言われたその内容は実際はどういうものだったんでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) 私どもはもちろん私どもの考えでもって発言をし行動しているつもりでございます。まして、アメリカに追従するとかこの国に追従するとかそういうことではなくて、日本の立場といいますが私どもの考え方に従っているつもりでございます。

今、先生のお触れになりましたことで申し上げますと、先ほどの地球憲章のエッセンスを生かすということで、日本政府といたしましては、良好な地球環境のもとで人類と多様な生命の生存を将来にわたり確保し、人類の共通の利益を持続的に追求することを可能とするため、我々は既存の生産、消費、開発等のパターンに反省を加え、これを見直すとともに、持続可能な開発を維持しつつ新しい社会と文化を形成していく覚悟と決意を持って臨むことが必要というポジションで、これを英文に直しまして日本政府提案として配付して、それに即して適宜発言をいたしているわけでございます。

その結果といたしまして、最終的に原案で現時点で取りまとまりましたものの中には、今の部分で関連して言いますと原則八というのがございまして、実はまだできたばかりでございますので横のままだなっておりますが、この中に、持続が不可能なような生産とか消費のパターン、

そういったものを削減しないしは排除すべきだ、そういう趣旨も盛り込まれておるわけでございます。

地球憲章から出てきた考え方、これは必ずしも日本だけが言っているわけじゃないんですが、ほかの国も似たようなことを言っておりますけれども、まさに先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、いろんな国の意見が総意となって現時点では最終版としてはプリンシプルに結実しているということでございます。私どもとしては日本の立場で行動しているつもりでございます。

○国務大臣(中村正三郎君) 先ほどの御質問にありましたけれども、日本政府は一体となつてこの問題に当たっているわけでありまして、どこに環境庁がいなかったから、外務省だったからという問題はないんです。そして、生物多様性条約のところに環境庁の職員は実は出ております。ただ、出ていても出ていなくても、実は先生これは御理解いただきたいんですけれども、私の方とニューヨークと速射砲のようにやりとりをしながら会議は動いてまいります。どんどん報告が入つてきて、こうしてくれというのを言いながら動いてまいります。

それから、アメリカが言ったことではないことがあればアメリカに私どもは賛成をいたします。悪いことを言えば反対いたします。そして、アメリカに対する今の私どもの態度ですけれども、国際的に聞きなれていただければわかりますけれども、私はアメリカ追従は一切していません。こちらの言うことは言っております。特にアメリカとのやりとりでもって私のやり方にそれはちよつとというような意見もありますけれども、外務省の人にも話しまして、日本は日本の立場で正しいことをやっていくと。

そして、最後はこれはやっぱりいろいろな国が集まつての会議でありますからその会議を成功させるためにはいろいろな話し合いがあると思ひますけれども、ともかく今は日本の立場を貫いてまいると。そして、外務省の方が出ておられました

けれども、けさも帰ってきても外務省の赤尾さんでも鼻中さんでも私のところへ来て、朝からずっと今まで打ち合わせをしていたんです。そういうことで、政府一体となってやっていることは御理解をいただきたいと思ひます。

○堂本曉子君 私もそれは頭で申し上げたように、皆様の御努力はよく存じております。

しかし、生物の多様性条約にだけ言えば、私がいる十日間の間には環境庁の方は出席しておられませんでした。外務省とそれから通産省と厚生省と農水省の四人でございす。ですから、少なくとも私がいる間、一番主な会議は十九日にあったんですが、それから二十一日もございまして、その間は今申し上げた四省庁だということ、この目ですとそこにおりましたししますの、でいらつしやなかつたと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) それは間違えるといかないので、バイオテクノロジーの会議だと思ひます、出ていなかったのは。

○堂本曉子君 いいえ違います。バイオダイバーステージです。

○委員長(淵上貞雄君) 大臣、ちょっとまとめて。○国務大臣(中村正三郎君) 最後の二週間はバイオテクノロジーも生物多様性も彼が行っておりま

すから、出ておりました。

○堂本曉子君 十九日の日は最低いらつしやい

ませんでしたね。

○説明員(加藤三郎君) 先生も御高承のとおり、ニューヨークのあの会議場のいろんなところで非公式会合とかいろんなことがあります。それで、環境庁からの人間も限りがございすので、分けていろいろなところを分担しておりますが、私が今報告を受けているのは、私どもの小野川調査官ではございせんが、その場にはある自然保護局の担当官がおった、環境庁の職員がおったというふうに聞いております。

○堂本曉子君 とてもそれは不思議なことですけれども、少なくとも私が名刺をいただいた方は全部別の省庁の方でありました。

そして、そのことは細かいとか末梢的なことだからいいんですけれども、やはり今おっしゃったように本省と連絡をとりながらということも一つの原因だと思ひますけれども、日本の発言が非常に遅い。これはもう一つは各省庁間の調整ということもあるんじゃないかというふうには思ひます。

アメリカの人がこういう言い方をしていたんです。アメリカの政府が環境に非常に不熱心である、今はたまたまそういう政権である。だから日本は環境の領域で非常に主導権を握れるというチャンスである、にもかかわらず日本はその期を逃しているんじゃないかと思うというふうな言い方もされました。私自身がなぜそういう印象を受けたかといひますと、やはりここで拝見しているようなことがほとんど実際の現場で出てこない。ですから、例えば森林のところに入っていたときなんかにとてもし発言を日本代表がして下さるくうれしかったんですけれども、私が主にやってきたところでは非常に私は後ろ向きだったというふうにも思ひます。

資金面でも日本への期待は非常に大きいんです。お金を出せばよいというものでは私はないと思ひます。あくまでも国際的に、特に開発途上国に期待されるような、理解されるようなそういう理念の裏づけがあつて初めて経済的な問題ももつとインシアチブがとれるんじゃないかというふうにも思ひますけれども、何か各省庁の圧力と申しますか、環境庁が手足を縛られてしまっているんじゃないか、そんな気がしてならないわけなんです。本音を今申し上げておられるわけなんです、あえて本音を言わせていただければそういう気がいたします。

日本人の目で見ると、どうしても日本国内での、例えば国会の場でも同じですけれども、経済関係の省庁主導で進んでいる日本の行政の体質、それがそのまゝ国際舞台でも出てしまっているのではないか。だから環境的な視点からの非常に積極的な主張、例えばバイオダイバーステージの場合

だったらスウェーデンとかそれから南米なんか物がよく仲介の役を一生懸命とっているわけなんです、日本はそういう仲介の役なんかをとって走り回らなければならない。

やはりそれは正直に言つて、その分野のことで言えばいろいろ今申し上げたような省庁の中での利害の対立というのが国内にあるわけですから、国際的なところでのインシアチブはとれない。そういう状況が外国人の目から見るとやはり日本は発言もしないしアメリカ追従なんだというふうに映つてしまふんじゃないかという気がしてしようがないわけなんです。その辺を大変残念に思ひます。

各国の政府代表は今までも国連の場での日本の対応、そういうものを見ていたと思ひますけれども、今回大変新しいと思ひますのは、UNCEDに限つて言えばNGOが公開の場にほとんど出ている。各国のNGOが出ています。市民団体が出ている。しかも参加して発言もしている。そういう市民レベルの人たちにはもつと奇異に映るわけなんです。日本は四人もいる。もう一人か二人しかいない国は会議と会議の間をはしりて歩くような忙しき。日本は一国で一つの会議に四人ぐらゐ出ていられるほど余裕があるわけですが、発言といへば一人で頑張っているような国よりはるかにできない。

それは省庁間の調整も必要だろうし、本国の指示もいろんな意味で必要であるがゆえにそことかく発言が限定されるんじゃないかというふうな私は正直なところ印象を受けました。これは、環境で今大臣が一生懸命頑張つてくださっているんだとすれば、やはりその壁をこれから日本が破つていかない限り国際会議の場で環境庁が本場に思ひ切つて動けないんじゃないかという気がするんです。その意味で、大臣本日に日夜御苦労でいらつしやるんだらうと思ひますが、やはりもう総理大臣並みに私は今の環境庁長官というのは大事なポジションだと思ひつておられるんです。今UNCEDで日本がどういふふう国際的に

評価されるかということは、ある意味で言えばこれから日本の非常に大きな国際的な立場をつくつていくと言つても過言ではないというふうに思ひます。それだけに大臣に英断、勇断を、本場に現場にいらつしやる方は物すごく頑張つていらつしやる方がいらつしやるわけですから、その方たちが思い切つて物が言えるようなそういう政治力をやはり大臣に発揮していただきたいと思ひながら帰つてまいりました。

○国務大臣(中村正三郎君) 各省庁に手を縛られて困つていふようなことは全くございせん。私に關して言わせていただければ、各省庁に今協力をさせていただいております。

この間、先週の金曜日の閣議で私は公式に発言をいたしました、UNCEDも大切だけれども、UNCEDの前にあるストロングさんが主宰する賢人会議、これも私的な会議ではあるけれども、我が国の元総理大臣、前総理大臣の二人がホスト役をされ、経団連会長もホスト役をされ、大変な会議だ。これについて全各省庁の協力をお願いするといふことで私は発言いたしました承され、なおかつ外務省の方もそれで一生懸命やろうといふことを言つております。手を縛られてとか連絡が悪いといふようなことはございせん。

ただ、国内の問題としては、それぞれの立場があり、いろんなことが今新聞等で取りざたされておりますけれども、しかしこれは日本は民主主義の国であり、いろんな立場の方がある。それを調整して動いていかなきゃいけないのが政府の立場であります。この地球サミットに關しまして、環境庁ひとりで動くんじゃないで、政府一体となつて取り組まなければいけない問題です。それじゃなきゃ何もできません。そういう意味で、私も各所で政府一体となつてこの会議の成功に向けて頑張りますといふことを申し上げております。地球サミットの今準備会合へ向けるいろいろな作業として、各省庁に手を縛られて困つていふようなことは全くございせん。

○堂本曉子君 UNCEDに限つたことじゃない

ような気がいたします。建設省の方もいらっしゃる前ですが、長良川一つとってみてもそう思うんですね。もし本当に日本で環境本位にもって考えられたら随分とやはり違うんじゃないかと思うことだらけです。ですから、やはり国内の体質がそのまま外に出ていくことは、これは何ともいたし方がない。手足を縛られているという言い方が悪ければ、やはりお互いの調整の中でこの言い方かもしれないが、各省庁の調整の中でここに書かれていることが一〇〇％日本として本当に主張できるのかどうか。そのことを私は伺いたいと思うんですが、先へ行かせていただきます。

次に、主要グループの役割強化というアジェンダ21がございますが、これは主要グループという英語のメジャーグループという言い方でマジョリティのグループということなんですけれども、そのグループというのは、言葉だと軽く感じますが、実際には社会の主要な構成員分野というような意味だと思えます。先住民とか女性、それから市民団体、企業、若者、労働組合、地方自治体など九つの分野が入っているわけなんです。

私が大変おもしろいと思いましたが、国連は世界を地理的に分けた各国政府で成立している機関ですけれども、この主要グループというのは全くボーダーレスなんです。そういった機能別に分かれた例えば先住民の主権と環境権あるいは女性の主権と環境権、市民の主権と環境権、若者の次の世代に向かっている主権と環境権というように形で、全く違った面と申しますかフェーズで、切り口と言ったらいいいのでしょうか、力学が国連の中に出てきたというふうな気がいたしました。全体会議の中で、市民の代表も女性の代表も先住民の代表も堂々と発言し、会議に参加していたのが大変興味深かったんです。

特に、前回女性のことを伺ったんですが、今回は環境庁に先住民の環境権について日本政府はどのような見解をお持ちか、伺わせていただきたいと思います。

○説明員(加藤三郎君) 先ほど先生もお触れになり、私もちょっと触れさせていただきました。地球憲章に関する基本的な考え方、私どもの長官の懇談会におきましてはこの点について触れておりまして、具体的に申し上げますと、第二章の先ほど先生のお触れになりました社会経済システム構築のための行動原則というところの第五の項及び第六の項、特に第六の項で「現地の環境保全、先住民の人権保全等に十分な配慮が加えられなければならない」と。これは、この文脈は開発途上国などへの支援を強化するに当たって先住民の人権を保全するというそういうことでございまして、そういうことで私も臨んでいるわけでございまして。

○党本郷子君 部長、外国の先住民の主権を日本として重視していくというふうにおっしゃったんですが、それはもう日本国内として例外ではございませんか。

○説明員(加藤三郎君) 先ほどの「地球憲章」に関する基本的な考え方」におきましては、ちよつと私省いてしまいました。が、「各国、企業等は」とありまして、ODAの実施などに当たって先ほどの「先住民の人権保全等に十分な配慮が加えられなければならない」と、こういう思想を打ち出しているわけでございまして。

○党本郷子君 もう一度確認させていただきますが、日本国内に対してはどうでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 日本国内の問題は、それはちよつと環境庁が所管し口を出す分野ではないと思えます。

今サミットで言われています先住民というのは、いろいろな深いジャングルの中や何かで先祖伝来の生き方をしている少数民族がいろいろある。発掘によってその生活を圧迫されているということに対する配慮だと思えます。それから、日本の国内のことについて私どもの「地球憲章」に関する基本的な考え方の中で述べているわけではございません。

ておられないんでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) ちよつと私にお答えする能力を持っています。私どもの所管する問題とはちよつと違うと思えます。

○党本郷子君 所管という問題ではなくて、大臣個人として日本には先住民がいると思っていられるのか、いないと思っていられるのか、その点でございまして。

○国務大臣(中村正三郎君) ただいま環境庁長官でありまして、ちよつと発言というかお答えは差し控えていただきたいと思います。

○党本郷子君 それでは、環境庁長官に伺わせていただきます。

環境庁長官の立場で、日本には先住民はいると思っておられますか、思っておられませんでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 先住民がいるかいないかという判断は環境庁のすることではございせん。

○党本郷子君 では、次に移らせていただきます。生物の多様性とバイオテクノロジーの分科会に入りたいんですが、地球サミットに向けて温暖化とか森林と一緒に生物の多様性の条約づくりがスタートいたしました。生物の多様性はそういう意味では比較的新しいコンセプトなのかもしれないんですが、環境庁としては、今後、これだけ議論がなされ、そして熱心に日本もこれの採択に向かって努力をしているというときに、日本の国内における多様性、それをどのように保全していくか、それを伺いたいと思うんです。

きのう事務方の方に伺ったところ、四つの法律がある。自然環境保全法とか自然公園法、鳥獣保護法と狩猟ニ関スル法律、そして今回国会に出されている、私はこれは早くつくらなければいけない法律だと思えますが、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律案、そういうものがかわるというふうな御説明でした。

しかし、こういった四つの法律、そのまますしき間のようなところにあるのがこの生物の多様性

ではないか、機能としての生態系というふうに思

います。生態系の多様性あるいは種の多様性あるいは遺伝子の多様性、そういったものに今後どのような対応をしていくつもりか、その辺を伺わ

せていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤卓雄君) 生物多様性、バイオダイバーシティと最近言われておりますが、これの明確な日本語の定義もないようでございますけれども、国際的な学者によりまして、動植物それから微生物のあらゆる種とこれらが構成する生態系とその生態プロセスを包括する概念であると。さらに、それを通常生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つのレベルで考察することになるというところでございまして。

極めてこれをわかりやすく私の理解でまとめますと、地球上の生物の多様性、それからその生活環境の多様性を示す概念だろう。それらをさらにくれば豊かな自然ということ、私どもが取り組んできている仕事がこの中に含まれるかというふうに感ずるわけでございまして、今先生に重視いたしておるところでございまして、今先生からお触れいただきましたように私どもとしても新しい法案を考えておるわけですが、このもとになりますのは二月の二十四日に自然環境保全審議会からいただきました「野生生物に関し緊急に講ずべき保護方策について」という答申に基づくものでございまして。

ここでも、今申し上げましたような多様な構成要素から成り立っている生物の世界には生態系あるいは生物群集、個体群、種、遺伝子等さまざまなレベルがある。それぞれの段階での多様性こそが自然の根源であり、この保護が非常に大事である。その環境の保持に注意を払わなければならないと述べられておるところでございまして。

実は、先生が今触れられました幾つかの法律につきましても、生物多様性という観点から見ますと、例えば生息地あるいは生息環境の保護というレベルのものが今お触れいただいたような法律

でございますし、さらには個体のレベルでのとらえ方といたしましては、鳥獣保護法に加えて特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律、あるいは絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律、これはワシントン条約の国内法でございますが、こういったものもその手段として我々は既に使っておるということでございますが、一つ大きく抜けておるということが種の保存に関する法律でございます、今回私もいたしましては、先ほど触れました審議会の答申を受けまして、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案ということで提案させていただきます。

○堂本曉子君 何と申しますか、解説書に書いてあるようなことの御説明をいただきましたけれども、むしろそれよりももう一歩進んで、できれば日本国としてどのように生態系の保存を、私も専門家ではないんですが少しく物の本を読みまして、そこそこ、そしてこのところ一年間ずっと人の話を聞いていて思いましたのは、生物の多様性というのは自然保護と別の領域のものである、もっと進んだ環境政策であるというような理念が国際的にはだんだん盛り上がりつつあるように思います。

そういった意味で、今おっしゃってくださった四つの法律からまさにすき間、もつとすき間があるんじゃないかというふうに思うわけですし、それから確かに今回の野生生物の保護は大変結構なんですけれども、個体の保護なんです。そうではなくて、もつと毎日刻々と動いている生物の生態のそういった機能自体、それをやはりもう一回見直すことが必要なんではないか。今地球環境の中でそれが壊れていっているんじゃないかという視点から、何とか日本の中でもそういったことをもう少し大事にする政策を環境庁に大いにやっていただきたいと期待しているわけでございます。

例えば水の浄化ですとか土の質を維持するとか、それから気象条件を一定にしておくこととか、そういった日本列島の自然全体にいろいろあります。

す。例えば河川の問題も先ほど長良川で、セメントで固めてしまつてというようなお話もありましたけれども、むしろ世界の方向としては、沿岸にしろ河川にしろそういったものをできるだけ自然に保つことによつてバイオダイバーシティを保全していく。例えば海の沿岸なんかにしても同じですけれども、そういうことから言いますと、むしろ国立公園とか原生林だけではなくて、山村とか漁村とか私たちの住宅地域とか、そういった生活圏の中でのバイオダイバーシティ、生態系をこれからはどう保存していくかということがポイントかと思うんです。

むしろ今それを壊していく、過剰開発とあえて言いたいです、過剰開発、そして有害化学廃棄物とか農薬とか除草剤の乱用とかいろいろなもの。量だとアメリカがトップで質だと日本がトップだそうなんです。地球の中でそれぐらい速い形で生物の多様性が破壊されていることは、やはり私たち人間だけではなくて、動物も植物もすみかとしての生態系を失う方向に向かっているという、それを日本としては何とか保全していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。

もう一度局長に伺いたいんですけれども、やはりそういった機能としてのとらえ方みたいなものを役所でぜひやっていただく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 生態系の保存の必要性につきましては、かなり古くなりますけれども、実は私も自然環境保全法ができたときから持ち続けておるところでございます。その法律に基づきまして四十八年には自然環境保全基本方針というものを定めております。そこには、やはり自然の大事さを認識し、それから「自然を構成する諸要素間のバランスに注目する生態学をふまえた幅広い思考方法を尊重し」ということで、いろいろな大事な要素がある。それに基づいて自然環境保全の問題に対処していくべきであるという指摘をまずいたしました上で、人間活動の諸分野において注意すべきことをいろいろと書いておるわけ

でございます。

したがって、その大きな傘のもとに現在私どもの武器で言いますと自然公園法であるとか鳥獣保護法などを動かしておるわけでございますが、さらには例えば建設省などは都市緑地保全法などを分担しておるというところでございます。おっしゃる通りに、最近では都市化の進展などによりまして身近な自然が失われていくというようないこともございまして、そういった既存の法律で対応できないものにつきましては、やはり身近な動植物を守るといふようなことも含めまして予算措置等でもやっておるところでございます。

今回私も考えております種の保存ということも、また一つの新しい取り組み方、切り口であろうと思っております。これはいずれ御審議いただくことになりまして、これは自然環境保全法ができて二十二年目にまた新しい種という観点からの切り口を持った法律を御審議いただくわけでございますが、ここでもやはり野生動植物を守る基本方針なるものを政府レベルで決めていこうというふうに考え方に立つておるわけでございまして、この点で言えば、おくれはせながらと言いつつ、先生の御指摘の趣旨に沿って努力をしてまいりたいと思っております。

○堂本曉子君 何かまだ質的な違いがあるような気がしないではございませんが、この辺にいたします。

次に、バイオダイバーシティと一緒にバイオテクノロジーの議論が行われているわけですが、確かにプラス面もあります。そして、薬品ですとかそれから農業の増産、高収量ということ、別にバイオテクノロジーを全面否定するという気はないんですけれども、かといって、今コマースというふうなことを果たして全面的に受け取っていいのかというところ、そうばかりではないんです。例えばケミカルハザード、化学災害に対しては今バイオハザード、生物災害というのが新しい

公害として欧米では注目されてきておりますし、反対運動も起こっています。

アジェンダ21の技術移転、日本は技術を移転する側かもしれないけれども、バイオテクノロジーの移転というものの要求も非常にUNCEDでは強いわけです。それだけに、いろいろ段階がこれもあると思いますが、自然界への影響ですとか、それから私たちの健康への影響ですとか、それから社会生活への影響、そういったいろいろなものに対して日本としては積極的にそういったバイオ公害、バイオ災害といふものを防ぐことに寄与すると申します、積極的な姿勢をお示しになる環境庁は今用意がおりになるかどうか。

○政府委員(八木橋博夫君) 先生ただいま御指摘なさいましたように、遺伝子組み換え等のバイオテクノロジーの進展は最近著しくございまして、我が国におきまして近い将来に遺伝子操作生物の開放系利用が進むというぐあいに考えられますことから、平成元年六月に、私も問題意識を持ちまして、中央公害対策審議会、これは具体的に企画部会にバイオテクノロジー専門委員会というものを設けていただきまして、環境の観点からいろいろな議論が行われております遺伝子操作生物の開放系利用に係る環境保全のあり方について御審議をいただいたわけでございます。約二年間の御審議をいただきました、昨年の十二月に報告が取りまとめられました。

その報告によりまして、遺伝子操作生物の開放系利用につきましては、現時点では個別事例ごとに影響を評価することによりましてリスクを判断することが重要である。そこで、環境影響評価を中心とした適切な制度が必要であらうということと、そういった技術事項に関して研究開発を促進しこれを整備することが重要であるという問題意識についての取りまとめをいただいたんですが、それではそれからどうするかということにつきましては、残念ながら事例数も少なく、まだそれほど取り組みが行われておらないということもございまして、具体的な意見の取りまとめには実は

至っております。

そういうようなことから、私もといたしましては、こういった我が国における現状を見ますと、やはり遺伝子操作生物の開放系利用におけるアセスメントを当たりまして、こういった技術的事項を検討し、またこういった要素を取り入れ、それをどう評価していくかという技術に関する整理を私もは大いにまとめる必要があるという問題意識を持っておりまして同時に、もう一つは、やはり先生御指摘になりましたように、国際間における議論の動向を踏まえながら、また我が国におけるそういった研究、たゞいま開放系利用は組みかえトマトの例が一つあるだけでございますが、そういったものにつきましても私もどういった事前調査をやるかということをお相談にあずかり、それに基いてやっていただいているわけでございます。

そういう事例を重ねながら、我が国としてどういった方向で安全性確保を図っていくかということとを勉強してまいりたい、こういうふうな考えているところでございます。

○堂本暁子君 まだ余り事例がないというふうにおっしゃいましたけれども、私も驚いたんですが、これもニューヨークでのUNCEDの場でのことでしたけれども、日本が開発したバイオ技術で、これは健康食品ですけれども、それで千五百人の被害が出ていて六十五人死亡した。ついでには記者会見に出てくれと言われて、私それは知らないから、ちよつとそれはお断りしますと言ったんですが、帰ってきて調べましたところ、昭和電工がつくっているトリプトファンという製品です。アメリカでは健康食品として、日本では不眠症や時差ぼけに効く薬として売られたもので、日本では死亡者は出ていませんが病人は出ています。アメリカの場合にはもうとんだ裁判が何件も何件もあつたという国です。それで会社の方でも認めて賠償金を支払っている。そういうことです。この一例を見ましても、細胞融合と遺伝子の組みかえに、新しい技術に限って言わせていただい

ればやはり商業利用が暴走しているとか言いようがない。その中で歯ごたえがからんのはやはり非常に危険である。確かにプラス面もあるのかも知れませんが、多分不純物が混じっていたんだらうという事です。そういった可能性があるので、未知の危険というふうなものを言う人が大変多くなつてきました。

それから、今局長がおっしゃったようにまだ余り明らかでない。そのことが解明されていないからということで安全にすりかえられてしまう。一方では企業としては大変にそれをどんどん推進していくということが進んでいく。これはやはり企業の責任もあります。こういふ面から見ても、このバイオテクノロジーの技術移転というものには大変大きな危険性ははらんでいるものではないかという気がいたします。

例えばUNCEDでも事務局がバイオテクノロジーに関しての安全性の開発についての緊急行動というふうなことを出してありますけれども、その中でも、長期的な影響を検討しなければいけない、持続的な環境監視が必要であるとか、それから例えば日本から南の国に行くという異なった環境とか、それからその過程でバイオテクノロジーが自然界に対してどういう影響を与えるかということはまだ不明である。それから、そういった技術に関しての知識が公開される必要があることとか、バイオテクノロジーの技術と知識を一般の人にも広める必要がある、安全性が必要だというふうなことも書いてあるんですけれども、やはりこの点についてアジアのそういった技術を持った国として日本は積極的に取り組む必要があるのではないかと今思っています。いかがでしょうか。

○政府委員(八木橋博夫君) ただいま先生いろいろな問題点に、またいろいろな側面からこの問題を取り上げておられます。例えば食料品なら食料品として人間が摂取する場合というふうな事柄になりますと私も直接こういう公式の場でお答えす

立場にはないわけですが、バイオを使いました開放系で利用される、したがって環境に影響を与えようという点から見ても慎重にその安全性というものを検討していかなければならないとおっしゃる点につきましては私も全く同様でございます。

ただ、これは先生先刻御承知のとおり、アジア21を議論する場におきましてもまだ煮詰まっております。二通りの議論があるようでございまして。利用の安全性確保が必要であるというところでは意見の一致を見ているわけですが、そこから先になりますと、出てくるもの、アウトプットの段階で見ればいいんじゃないかということと、それからバイオそのものに着目してその試験段階と生成過程からその辺を見ていただこうかというところの議論があるわけでございます。

その辺に関する議論、これはそれぞれの経験などのぐらいいくつか持っているかということ、それによろうかと思ひますが、私もやはりその両側面からこの問題についてアプローチし、いずれにいたしましても安全性を確保するための方策というその結論を得るために、そこは今後検討していく必要があるというぐあいに考えているわけでございます。

○堂本暁子君 できるだけ早くお願いをしたい。今おっしゃったように、外界に対しての影響とそれから私たちの体、健康に対しての影響と両面あると思ひますが、その二点、ゆつくり待つて様子を見ていこうということではまたまた外国から大きな批判を浴びることになりかねないと思ひます。

次に、また先住民の問題に移りたいんですが、これはアジア21の中でも、先住民の部分については、先住民は彼らの住居、資源、影響を受ける開発についての決定に関して、また現在の枠組みの中で伝統的な方法によって伝統的文化資産を維持し発展させるために保全することが必要である、そういったことが書いてあります。そ

れから、例えば先住民の環境を守ること、社会的、文化的にその価値を損なってはならないということもアジア21に書いてあります。

このところが採択されたのかどうかはそれこそわかりませんが、一生懸命電話をかけてみたんですが、そこが入っているかどうかかわかりませんが、それから生物の多様性条約の方にも先住民とその地域の共同体が伝統様式に則して大事にしていかなければいけないということが書いてあります。こういった条約であらうがそれからアジア21であらうが、大変にそういった国際的な趨勢は強くなっているんです。

先ほど大臣はどうしても答えてくださいませんでしたけれども、私はやはり二風谷のことについて、アイヌは日本の先住民以外の何物でもない、もう本当にこちらのいわゆる内地から行って明治二年にその土地を日本が奪った先住民であるというふうには私は理解しております。そういった意味で、コロンブスの時代から五百年という長い間ではなくて、もっと私たちは大変身近に、すぐそこに先住民がいるというのが日本の状況ではないか。その先住民のまさに聖地と言われる二風谷がダムによって今や水没しようとしている。

私が今読みましたニューヨークで議論されていた先住民の問題、それは文化や自然環境を破壊してはならないということがる議論もされているし、大勢の先住民が本当に世界じゅうから毎日毎日朝八時から九時まで集まっている。それはジュネーブでも似ていましたけれども、ジュネーブよりははるかにニューヨークの方が大勢の先住民が集まっていた。アイヌの方ももちろん見えておられましたけれども、そういった国家の主権よりも一人一人の人間の地球人としての人権、それを大事にしていくという方向で私は先住民の人権というのには大事にされなければいけない、ましてや文化と環境は大事にされなければいけないと思ひます。

これから水没しようとしているところは、アイヌのオキクルミという神様がおり立つた聖地だそ

うです。こういうことだそうす。

むかしオキクルミという神がいた。知恵も力もある若い男神だった。

あるとき、下界に最近新しく神が創造したアイヌモシリについて、父神と母神が話しているのをオキクルミは耳にした。美しい山々、川底までいつもすきとおっている川。その底の小石は虹のように七色に輝き、せせらぎの音は石との楽しげな語らいのように聞こえる。

こういうところへこの神様はおきてきた。そこがまさに今水没するダム予定地でございます。予定地ではなくても七割できています。ですから先住民の環境権、そして文化権、それから人権という視点からきょうは伺いたいと思っています。

まず最初に環境庁に伺いたいんですが、先ほど西野さんが長良川のことについて聞かれましたが、あえてまた、この二風谷の環境について環境庁は調査していらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) いたしておりません。

○堂本暁子君 長良川と同じですね。やはり環境庁が調査できるように限らず私は日本の環境はよくならない、これは本場にそう思います。

そしてもう一つは、るる前段で申し上げた生物の多様性なんですけれども、川のサケだけがなくなった、フクロウだけがなくなったという個体ではなくて、その二風谷全体の環境そのものがアイヌの方たちの環境であり文化だったわけですね。

その特別天然記念物、シマフクロウとかいろいろいるんですけども、中でも先ほど西野さんが言わなければ調べないというふうにおっしゃいましたのであえて伺いますけれども、サケの一種でマスノスケという種類があるそうです。沙流川、ダムが今つくられているところですが、日高山脈の一番大きな川で一番奥のところになるわけですが、その沙流川にマスノスケというサケの一種が上るそうです。こういったものが今回のダムによって絶滅するおそれもあるんじゃないかと

いうことを聞いています。

これは環境庁は調査していらっしゃいますか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 私ども個別の計画に即していろいろ調査する立場ではございませんで、全国其自然環境保全基礎調査、いわゆる緑の国勢調査というもので一つ大きな位置づけを調べるための調査はやっております。さらには、最近絶滅のおそれのある動植物に関する調査、いわゆるレッドデータブックをまとめるための基礎的な調査、これはやっておりますが、ただいまの箇所についてそういったものが要るかどうか、今手元にデータがございませんのでお答えできません。

○堂本暁子君 建設省に伺いますが、建設省にはこのダムの目的を伺うつもりだったんですが、もう時間がないので結構でございます。

目的は、私の知る限りでは、昭和四十六年に出版されている沙流川工事用水道計画調査によりまして、工業用水というたつた一つの目的です。それがもう今や工業用水が必要なくなった。にもかかわらず、なぜこのダムをつくらなきゃならないのか。私は全く理解ができません。そして、今はダムの必要を理由として洪水の調節とか流水の機能の維持とかかんがえ用水、それから水道用水、発電などいろいろおっしゃっていらっしゃいますけれども、現地の方たちに聞くと、こういうことは一つも必要ないではないか、そんなためにこんな膨大なダムをつくる必要はない、水害があるとしたら百年に一回だということをおっしゃっています。

貝沢正さんとそれから萱野さんはもうこの土地収用に不服を申し立て、不服という土地収用を拒否されたわけなんですけれども、その土地収用で拒否された後、行政不服審査法によって申し立てをしていらっしゃいますけれども、今建設省ではこの経過はどうなっていますでしょうか。

○説明員(百武伸茂君) 先生御指摘の件は、平成元年の二月三日付で北海道収用委員会の収用及び明け渡し判決がされております。これに関するものかと存じます。

この判決に對しまして、平成元年三月四日付で建設大臣あてに審査請求がなされておりますが、その理由といたしましては、一つは収用判決の理由付記が不十分であること、二つは本件ダムが必要がなく事業認定の要件を満たしていないこと、三つは金銭補償のみではアイヌ人に対する正当な補償とはいえず憲法二十九条第三項に違反しているというものでございます。

本審査請求につきましては、現在審理中でございまして、これまで、土地収用法、行政不服審査法の定めるところによりまして、審査請求人の口頭意見陳述、参考人の陳述、現地の検証等を実施してきていますところでございます。今後、さらに審査請求人の主張の内容を慎重に検討いたしまして、速やかに審理を進めてまいりたいと考えております。

○堂本暁子君 それで、今建設大臣とおっしゃいましたけれども、フランスの法律のことわざに何びとも自分の事件について裁判官になれないというのがあるそうです。この事業の起業者は建設大臣でありながら、今、日本の法律では行政の不服審査を申し立てるときに第三者ではなくて起業者にそれを申し込むというの、これは何となく不合理な法律だと思えますが、きょうはそのことには深く触れずにおきますが、納得がまいります。

それから、執行停止の申し立てをやはりしているんですが、この返事はどうなっていますでしょうか。

○説明員(百武伸茂君) 執行停止の申し立ても出てございますが、先ほど申し上げました審査請求と同じように、慎重に検討いたしまして、速やかに審理を進めてまいりたいと考えております。

○堂本暁子君 返事は出してあるんですか。

○説明員(百武伸茂君) 現在審理中でございまして、まだ出してございません。

○堂本暁子君 どうしてそんなに時間がかかるんですか。もし返事を出さないのであれば、その間工事を中止して待つべきではないかと思えますけれども、それは長良川についても思えますし、

建設省というのはこういうふういろいろなこちらからの申し入れがあってもそのことは全く無視してどんどん進行する。これでは本場に環境とかそれからそういったアイヌの方たちの人権というのは守れないというふうに私は思います。

ここに一つ新聞がありますけれども、これはメキシコのナワ族という人たちが、やはり大型ダムがつくられる、そういったときに水没する二十二の村に住む人たちが反対運動を起こした。そして、この先住民である人たちが反対をしていることでこの大型ダムの建設は中止されております。今、時代はそちらの方向に行っているときだと思えますが、アイヌのそういった文化としての環境権、そして百年前にも略奪に近い形で土地を奪ったわけなんですけれども、給与地という形で政府から与えられた土地をまた再度こういう形で奪ってしまう。このことやアイヌのことについて建設省はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○説明員(荒井治君) 二風谷ダムの建設及び計画に当たって先住民族に對してどのような配慮を行ったかという御質問かと思えます。

この二風谷ダムでございますが、事業の実施に当たりましては、水源地域対策特別措置法に基づく水源地図を策定するというようなこと、さらには関連施設の整備また生活再建のための措置等を実施しているほか、地域及び住民の抱える歴史的特性に配慮して対処しているところでございます。地元平取町ではアイヌ文化を生かした地域振興のための構想が策定されておりまして、ダム周辺環境整備事業など事業者として実施できるものについて積極的なその推進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、その他の事業につきましても、関係機関の協力を得てその具体化に向けてできる限り支援してまいりたいというところでございます。

なお、先生、先ほどこの事業は工業用水から始まったという御指摘があったかと思いますが、これについて調べますと、昭和三十六年、三十七年の二年連続の大出水に遭遇したということで、四

十三年から沙流川の抜本的な治水対策を調査いたしました。四十八年から、治水を目的といたしまして都市用水、発電もあわせた多目的ダムとしてこの事業がスタートしたわけでございます。その後、昭和五十年にも大出水で災害が発生して、ダムの早期完成が望まれたわけでございます。

そういうことで、昭和五十八年の三月に二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本方針がまとめられたわけでございまして、事業のスタート以来、内容、目的については変更ございません。ということ、その辺よろしくお願いいたします。

○堂本暁子君 全然よろしく願います。私、山登りをいたしますのでいさか山高も存じておりますけれども、こちら側には入ったことはありませんが反対側に入りまして、何が一番出水の原因かといえ伐採なんです。現地へいらしていただきます。もう日高の山の奥へ入っていただければ一番よくわかります。それは、木を切るから鉄砲水が出るんです。だから、こんな巨大ダムをつくって百年に一度と言われるようなことに備えるよりも、まさに木を植えた方がいいと思えます。それよりもやはり日本の数少ない先住民族の聖地をそういう形で水没させるといことの方がはるかに罪深いとあえて言いたいぐらいに私は自分で責任を感じるような気持ちを持たざるを得ません。

この実際に執行停止の申し立てをなさった貝沢さんは最近亡くなりましたけれども、もしダムで水没するのであれば、自分は先祖に申しわけないから水柱となって木にかじりついてでもそのまま死ぬと言っておられたそうです。そういうことが起こらない前に亡くなったわけですけれども、例えばエルサレムに何かを建てるとか、それから例えばカイルア山のわきにマナサロワという聖なる湖がございまして、そこにダムをつくとしたとらヒンズー教徒と仏教徒がすごく怒ります。それと同じように、アイヌの方の数の問題ではないと存じます。やはり文化というのは壊してはいけないものだ。今UNCEDで、これだけそういった先住民の数は少なくてもその方たちの文化を大

事にしていこうということの大きなうねりになっていて、こういうことを考えた場合に、私は今からでも、七割の工事が進んでいても工事は中止していただきたい。もし残ったお金があるんだとしたら、それはむしろその聖地を守ることに使った方がいい、そう思います。

大臣、私はやはり日本に先住民はいらっしゃる、そして大臣は環境庁長官としてアイヌは先住民であるということをお認めになるべきではないかというふうに私は思うんですけれども、少なくとも環境庁の長官として、このUNCEDの責任者として、これだけ国際世論の中で先住民の文化と環境を守るということ、そのことの重要性が認識されている中で、環境庁長官としてぜひアイヌの環境権をお守りくださるということ、そのことの御決意を伺いたいと思えます。

○国務大臣(中村正三郎君) 私どもの所管するのは自然環境でございます。

○堂本暁子君 環境権と申し上げました。

○国務大臣(中村正三郎君) 自然環境問題を所管する役所でございます。

○堂本暁子君 それはおかしい。

○委員長(洲上眞雄君) 堂本さん、もう時間ですから。

○堂本暁子君 ありがとうございます。

民の環境庁、環境政策に対する期待、要望はますます高まっているところ、こういうふうにご覧いただけます。そういう中で、地球環境を所掌するところが環境庁ではちょっと弱いんじゃないかというところで、少なくとも環境省にしたらどうか、こういう声も上がっております。

○国務大臣(中村正三郎君) 地球サミット、まさに今世紀最大の地球環境に関する会議、こまごま会議の準備が進んでたどり着いてきたということも画期的なことでございます。この会議を成功させるかきかせないかが地球の将来を占う上で大変重要な会議だと思っております。しかし、委員も御経歴からしてよくおわかりのように、大変今困難に直面していることも事実でございます。各国の主張、総論賛成であるけれども各論いろんな意見があるということでもぶつかりまして、それを解決すべき準備に取りかかっているところでございます。そういう中でこの会議が大きな成果を上げることなく終わった場合に、次にい

つこういふ会議が開かれるかというように、次にい

思いをいたしますときに、やはりこの会議をどうしても成功させなければいけない。そういう決意で、先ほどから御答弁させていただいておりますように、政府一体となって今努力をしているところでございます。

そして、こういう問題に取り組むための政府の体制でございますけれども、今私ども、先生御存じのとおり、総理からいただいた権限、付与された権限は調整官庁としてございます。実際の仕事はそれほど持っておりません。そういう中でやっているわけですから、政府一体となるときは環境に対するいろいろなことが政府一体でできるわけでありまして、やはりそこはそこ、だんだん問題が突き詰まってくるという問題が出てまいります。そういう中で環境行政は、

こういう昔からの対処型、公害が出てきたもの、悪いものをつかまえてという時代からブリベンティブといいますが、将来の地球に關して環境の立場から社会経済体制を組みかえていこうなんという時代に入っておりますと、今の組織体制では不十分であると私は感じるわけであります。

ですから、ただ省に名前を直しただけでいいかというふうでない。ほかに議論があると思えますけれども、私は省に昇格するということも組織体制充実の一つのやり方だと思っております。いろんな御議論を経た後にやはり象徴的な意味でも省に昇格した方がいいんじゃないか。その上で大きく地球環境問題を含め国内環境問題にも取り組まさせていただいたいんじゃないか、こんな考えを持っております。

○須藤良太郎君 名は体をあらわすわけでありますから、ひとつその辺を頑張っていたらいいと思えます。

次に、環境庁にお伺いいたしますけれども、今日生活大國あるいは生活基盤の実現が内閣の最大の課題でございます。これは生活環境整備の充実といってもいいと思うわけでありますけれども、この整備水準を評価する指標も幾つかあるわけでありまして、大きく大都市地域と農村地域とに分けてみた場合に、農村地域におきまして下水の整備はこれはけた違いに低い。全国平均でも四五、六%あるのに、農村部は数%。道路にしてもあるいは医療、教育、文化等にしても非常に立ちおくれしていることは明らかであります。

しかし一方では、広い空間あるいは緑に代表される自然環境、公園資源等に恵まれておられるわけでありまして、これから生活の豊かさが実感できる社会の実現ということになりますと、一つはやはり自然なり農村、そういうものに着目して自然に親しみ溶け込むことに向かう生活ではないか、こういうふうにも思うわけでございます。しかし、いわゆる今日農村地域から若者を中心に都市部へ人口流出が続いておられるわけでありまして、これはも

民の環境庁、環境政策に対する期待、要望はますます高まっているところ、こういうふうにご覧いただけます。そういう中で、地球環境を所掌するところが環境庁ではちょっと弱いんじゃないかというところで、少なくとも環境省にしたらどうか、こういう声も上がっております。

○国務大臣(中村正三郎君) 地球サミット、まさに今世紀最大の地球環境に関する会議、こまごま会議の準備が進んでたどり着いてきたということも画期的なことでございます。この会議を成功させるかきかせないかが地球の将来を占う上で大変重要な会議だと思っております。しかし、委員も御経歴からしてよくおわかりのように、大変今困難に直面していることも事実でございます。各国の主張、総論賛成であるけれども各論いろんな意見があるということでもぶつかりまして、それを解決すべき準備に取りかかっているところでございます。そういう中でこの会議が大きな成果を上げることなく終わった場合に、次にい

つこういふ会議が開かれるかというように、次にい

思いをいたしますときに、やはりこの会議をどうしても成功させなければいけない。そういう決意で、先ほどから御答弁させていただいておりますように、政府一体となって今努力をしているところでございます。

そして、こういう問題に取り組むための政府の体制でございますけれども、今私ども、先生御存じのとおり、総理からいただいた権限、付与された権限は調整官庁としてございます。実際の仕事はそれほど持っておりません。そういう中でやっているわけですから、政府一体となるときは環境に対するいろいろなことが政府一体でできるわけでありまして、やはりそこはそこ、だんだん問題が突き詰まってくるという問題が出てまいります。そういう中で環境行政は、

こういう昔からの対処型、公害が出てきたもの、悪いものをつかまえてという時代からブリベンティブといいますが、将来の地球に關して環境の立場から社会経済体制を組みかえていこうなんという時代に入っておりますと、今の組織体制では不十分であると私は感じるわけであります。

ちろん経済、所得面の有利性があるわけでありま
すけれども、同時に環境面のおくれも農村地域に
ある、こういうふうにも思うわけでございます。
それはそれといたしまして、いずれにいたしま
してもいろいろな側面から環境整備のことが大事
だと思いますが、農村部の自然資源を大切に有効
に活用して、都市、農村の交流あるいは共存を図
るという観点から、自然歩道なりあるいは自然公
園、こういう施設整備を重点的に実施して自然の
持つよさを十二分に生かしていったらどうか、こ
ういうふうに考えるわけでございます。そういう
ことで、ひとつ自然歩道、自然公園の面の対応に
ついてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(伊藤雄雄君) 国民のいわゆる自然志
向というのは年々高まりを見せておりまして、実
は私も一応法律等に基づいて所管いたしてお
ります自然公園の部分だけをとってみましても、
県立自然公園も含めましてでございますが、年間
約十億人の方が利用している。これは本当に国民
が自然と触れたいというふうな気持ちのあら
われでありまして、実際にそうだったところ
がその役割を果たしてきているということも事実
でございます。

ただ、御案内のように国立公園、国定公園等自
然公園を有します市町村、これは多くが山間部あ
るいは離島に位置するというようなことで、ここ
の整備をどうするかということが問題でございま
す。地域におきまして、最近では地域のすぐれ
た自然環境を生かすことが地域振興へつながると
いうことで非常に取り組みが活発化してきており
ますので、私たちもその立場からできるだけその
充実をしてまいりたいと考えております。

御案内かと思えますけれども、実は自然公園等
における施設整備事業というのをかねてからやっ
てきておりますが、平成三年度から新たに生活関
連重点化枠が認められて飛躍的な整備ができ
るということになったわけでございますけれども、
基本的な事業といたしまして、みんなが安全
で快適に公園等を利用できるようにという意味で

ございますが、公衆トイレの再整備、それから長
距離自然歩道の整備、こういったものを中心に予
算の増額を図り、地域の要望を聞きながら整備を
進めつつあるわけでございます。この点は従来に
はなかったことでございまして、特に市町村長さ
ん方の御要請も強く、また新たな予算措置という
ことでありがたく受け取られているところでござ
います。

中でも、やはりお触れになりましたように、そ
の地域の文化といったものとかかわりもあるわ
けでございますので、身近な自然を守り触れ合っ
ていただくという場の提供だけでなく、そこで
その地域文化にも触れていただく。そういった意
味合いで、従来から自然環境保全活動拠点整備と
いう形でやっておりますものを平成四年度から
拡充いたしまして、「環境と文化のむら」というふ
うな愛称をもちまして整備を進めることとしてい
るところでございます。

○須藤良太郎君 次に、農業と環境の問題につ
いて伺いたいと思います。

若干誇張して申し上げますと、地球環境問題は
農業の問題に帰するというふうにも言えるわけで
あります。農業は本来、水田の歴史を見てもお
わかりになるように、作物とこれを取り巻く環境
とで構成される生態系に働きかけて、そのリサイ
クル機能を通じて持続的な生産を行っておるわけ
でございます。そして、太陽の恵みで物をつくる
ということとは人間活動の原点でもありますし、農
業は自然への関心なり恵みへの感謝あるいは生き
るこの意味というものを教えてくれるものだとい
うふうにも思うわけでございます。また、この日
本の水田自体の持つ多面的な機能のように、治水
なり水質浄化なり地下水補給あるいは土壌保全
こういう環境保全が水田を舞台に展開される農業
によって図られているところでございます。

そこで、この農業が環境保全に果たしている役
割についてでございますけれども、今、世界の農
業の現況を見ますと、世界最大の輸出国アメリカ
では、輸出を目的とした生産の急速な拡大により

まして農業を取り巻く環境への影響は非常に悪く
なっている。土壌の流失なり地下水の枯渇、水質
汚染等が問題になっておりまして、いわゆる農産
物の輸出が土と水の輸出だとまで言われるわけで
ございます。アメリカ全土で毎年三十億トン近い
土壌が浸食され、金にしますと六十億ドル、約八
千億円が失われている、こういう話もあるわけで
あります。また、地球の肺と言われますアマゾン
では、放牧地としての開発が進みまして環境上大
きな問題になっておりますし、アフリカでもいわ
ゆる換金作物の過度の栽培で砂漠化が一層進んで
いる、こういう話もあるわけでございます。

これに對しまして、日本のいわゆる水田農業は、
急峻な地形を含め温暖多雨の日本風土の中で、水
や土、大気保全等の環境保全に大きな役割を果
たしていると思うわけでございまして、これは世界
に誇れる貴重なものではないか、こういうふう
に思っております。

そこで、ひとつ環境庁は特にこの日本の水田の
機能というものをどういうふうにも評価されてお
るか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(八木橋博夫君) 先生のような専門家
の方にお答えするにはまことに失礼かと存じます
けれども、私も農業というのを見てみますと、
その一つの産業の特性といたしまして、産業その
ものが自然の物質循環というものに生産の基礎を
置いているというところに非常に大きな特色がある
ことから、その基本的性格そのものが環境保全型
のものであり、またそうあるべきであるというぐ
あいに認識しているわけでございます。

特にお触れになりました水田について見ます
と、そこに水をたたえるというふうな独自の農法
でやっておりますことから、お触れになりました
土壌の流出防止とか窒素の吸着といったような水
質浄化の作用、また地下水の涵養作用、それから
洪水防止作用といったような積極的な環境保全機
能もあるというぐあいに認識しているわけでござ
います。
ただ、最近ちょっと問題になってまいりますところ

は、過剰な化学肥料、また農薬の過剰投入といっ
たようなことから水質汚濁や生態系への影響等と
いうものが問題になってくる、また生じ得る問題
もあるわけでございますが、本質そのものは先ほ
ど申し上げたような本来環境保全型のものではあ
り、また環境保全型に配慮される格好で運営する
ことが十分可能であるというぐあいに考えており
ますので、そういう意味での健全な発展を期待し
ておりますし、私どもはやはりそういう農業の特
性というものをいろいろな広報活動の中でやって
いく必要があるというぐあいに考えております。

○須藤良太郎君 関連して建設省にも一言伺い
たいと思いますが、今のこの水田の保水力、こ
れはダムとしての機能が考えられるわけでござ
いまして、防災なりあるいは治水の観点から水田
の保水力をどういうふうにも評価しているか。特に
中小河川の整備率が三割そこそこ非常に低いわ
けでありますから、この水田の治水面での役割は
非常に大きいと思うわけでございます。いわゆる
この治水能力としては五十億トンあるいは六十億
トン、水源涵養としては数百トン、こういう水田
の機能を言われるわけでありますが、その辺、ひ
とつ建設省に簡単に答えをいただきたいと思いま
す。

○説明員(市原四郎君) 先生の御質問は水田の持
ちます保水力、特に中小河川というのに対して
どう考えるかということだろうと思っております。
御説明いたします。

中小河川の治水計画といえますのは、その流域
の土地の利用の状態というものを勘案いたしまし
て、計画の雨量でどれだけの水が出てくるかとい
うようなことで計画されておるわけでございま
して、降った雨がどれだけ出てくるかという出やす
さの指数といたしまして流出係数というものを
とっております。それは流域の状態によって変え
ておるわけであります。平坦な耕地では例え
ば〇・四五から〇・六とか住宅地は〇・八とかい
うことでございます。この中で、かんがい中の水田
は〇・七から〇・八、このように考えて、こういっ

た係数を盛り込んでその土地利用変化を勘案して中小河川の計画を立てておるという状況でございます。

そこで、先生お尋ねのその水田の役割の評価というところから存じますけれども、その水田がどういった流域にあるか、それから水田の形態がどういった状態であるか。かんがい中で完全に水が満杯になっておるか、それとも全然まだ水がない状態にあるかというような状態。それから、その水田がどれだけその流域で占めておるか。特に人家連綿部などにございますように、その水田がどのような形に変えられているか、こういった状況。それからさらに、大雨が降ったときにその水田がどういった状態にあるかというようなことによつてその評価は変わってくるんじゃないかと思ひますが、計画の中ではこういったものも見ますし、出水の時期によりましては非常に大きな評価をしているんじゃないかと思ひます。

また、涵養、保水という観点におきましては、その時期だとかそういう状況によつては評価されるべきものだと考えております。

○須藤良太郎君 次に、農水省にお伺ひいたしますけれども、環境問題に関連いたしまして先ほど環境庁の方からも若干触れられましたけれども、農業を積極的に環境保全型農業に持っていくという努力が今国内国外に見られるわけでございまして、ヨーロッパの条件不利地帯の所得保障を考えた対応というものもありますけれども、それとは別にいたしまして、例えばアメリカのLISA、ロー・インプット・サステナブル・アグリカルチャーという低投入持続型農業ですが、こういったことで生産性、生産力を落とさないでかえつて生産を上げていく、こういうことが考えられておるわけでございます。化学肥料、農業をできるだけ少なくして生産を確保しようと。こうなりますと、これは一石二鳥、三鳥の成果を上げるわけでございまして。

今、農水省は新しい時代への政策に取り組んでおるわけでありますけれども、項目としてはその

中に環境と農業、こういったものが掲げられておりますが、それにはどんなメリットを期待し、どんな課題を抱えながらどのような取り組みをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。とにかく、これは思い切った施策を図っていただきたいと思うわけであります。二十一世紀が食糧農業と環境の時代、こういったふうにも言われるわけでありまして、その最も中心となる課題ではないか、こういったふうにも思っております。

農水省、お願いいたします。

○説明員(猪股敏郎君) 今、先生の方から御指摘ございましたように、欧米におきましては農業生産の拡大に伴ひまして土壌流亡とか地下水汚染といった問題が顕在化してきておりまして、EC諸国では粗放的な農業を採用した農家に対して助成するとか、アメリカにおきましてはLISA農業、いわゆる低投入持続型農業というものを推進するといふふうなことで研究、普及等に対して助成を行っております。

一方、我が国につきましては、先ほど先生からも御指摘ございましたけれども、雨が多くて森林の割合が多い、あるいは傾斜地が多いというふうなことから地下水等の汚染が進みにくい状況にありますし、また水田農業を中心としておりますので水の働きによつて非常に環境の汚染が進みにくいといった面がございまして、そういった面で欧米とは異なつた条件下にあるかと思ひます。

こういったふうなことから、我が国では農業に由来する環境の悪化は欧米と比べてほぼ表面化していないというところでございまして、一部地域では、少しずつではございますけれども、一部地域で地下水の汚染とか湖沼の水質について環境の悪化傾向も見られるわけでございます。こうした状況の中で、現段階から、農業者だけでなく国民の御理解を得ながら、農業が本来有します物質循環型産業としての特質を生かしながら生産性の向上と両立し得る環境保全型農業の確立に向けて積極的に取り組んでいくことが大変重要かと思っております。

こうしたことから、平成四年度から、環境保全に配慮した新しい農法の確立を中心として、地域の実情に応じた環境保全型農業を積極的に推進していきたいと考えております。

○須藤良太郎君 次に、建設省にお伺ひいたしますが、長良川河口ゼミの問題でございまして、先ほど西野先生から環境庁にお尋ねがありましたので、私は建設省の方にお伺ひいたしますけれども、今回の追加調査の発表、これは環境庁と調整を行つてやつたわけでありまして、その内容を簡潔に紹介していただきたいのと、今後どのような環境保全の対策をさらに進めていくのか、見解をお聞かせしたいと思います。簡単に結構でございます。

○説明員(荒井治君) 長良川河口ゼミに関しまして、一昨年の環境庁長官の見解を踏まえまして、特に三項目の追加調査を一年間にわたつて精力的に実施いたしました。

その三項目につきましては、まず第一に、河口ゼミの設置によつて水質に変化がないかどうかというのを水質の数値シミュレーションによつて計算しなさいということでした。これに基づきましてはいろいろ検討いたしました。基本的にBOD及び表層のDO、溶存酸素でございまして、については環境基準を満足するということがわかつているところでございまして、それからまた、湯水面で一番厳しい年について適用いたしますと、底の方の溶存酸素、DOについてはほとんど満足するわけですが、八月に若干環境基準の五PPhを下回るときがあるというふうな予測結果が出ておるわけでございます。

二点目のカジカ類、これはカジカ類についていろいろ調査をいたしなさいということでもございまして、せき、せきの設置によつて、遊泳力の弱いカジカという底をほう魚が果たしてせきを上れるのかどうかというふうなことでございまして、カジカと似たようなのでハゼというのがございまして、それとハゼは吸盤があるために非常に上る力があるわけでありまして、それよりもっと弱いカジカはどう

かというふうなことでございました。この点につきましてはいろいろな現地の採捕実験等も精力的に行ひ、かつ室内実験でのいろいろな水路実験等も行ひました。その結果、後ほど述べますような影響軽減対策を若干追加する必要があるだろうというふうなところになっております。

また、三点目につきましては、高水敷の動植物の中に貴重種はいるのか、それについてどのような保全対策をした結果、植物ではタコノアシという貴重種がいるということがわかりました。あと鳥類では、カワウ、カワセミ、タゲリという三種の鳥類がいるということがわかりました。木曾川、揖斐川、長良川一帯に非常に多く生息分布していること、また既に改変された高水敷にも既にタコノアシというものが生息していること、そういうようなことである程度高水敷に生える植物でございまして、これらについては環境に十分配慮した形で対応できるんじゃないかというふうに考えております。

また、鳥類につきましては、カワウ等はそこにねぐらがあるわけではございませんで、鉄塔の上になぐらがあつて、水面にきて魚等を食しているわけでございまして、そういうことでカワウ、カワセミ、タゲリ等につきましては基本的には大きな影響はないだろうというふうに考えております。

それで、先ほどの魚類等につきましては影響軽減対策というものを実施いたしたいということでも、参考人の意見聴取の中でも早瀬式魚道ということで、あたしか水野先生からもお話がありましたけれども、まず呼び水式魚道につきまして若干改良を加えたいということで、現在呼び水式魚道というのは左右岸に二本ずつ四本ついているわけでございまして、その一門にデニール式魚道というものを設置しよう。これは欧米等で行われているわがし遊泳力の弱い魚も上がれるというふうなものでございまして。

また、玉石を敷き詰めるような玉石魚道に四門のうちの二門を行う。また、上流に行つてからの川岸に浅瀬が必要であると。これは小さい魚が大きい魚に食われてしまふ、そのときどうしても逃げ込むような場所が欲しいというように、こざいしますので、魚類の生息環境のために岸辺に浅瀬を設けるような多自然型の岸辺づくりをする。要するに、捨て石によつて浅瀬を設けるようなことをして、やはりアシ、ヨシを復元させるというように、やうなことも行つたことである。

それから、せき完成後におきましては、これらについて効果を判定するためのモニタリングを実施するといふような影響軽減対策を考えております。

そういうことで、この結果等につきまして、建設大臣におかれましては、環境面について大きな問題はなく、考えられる影響についてもさらに一層適切な保全対策を講じ、極力軽減するよう努力することとしており、これらの措置を十分講じることにより、関係自治体や沿川住民の要請に十分こたえられるものと確信しているといふような御見解を付されております。また、これらにつきまして、水質関係、魚類関係、植物、昆虫、鳥類等の十五名にわたります学識経験者に御指導いただいて、これらにつきまして環境庁当局との調整をさせていただいてやつたわけでございします。

なお、これらの結果につきましては、沿川市町村当局及び住民に順次説明してまいるといふようなことを考えております。よろしくお願いいたします。

○須藤良太郎君 答え要りませんけれども、河口せきの建設に当たりましては、環境面で最大の配慮をすることは言うまでもないわけでありまして、今後できるだけひとつ努力を願いたいと思ひます。

ただ、河口せきの建設が沿岸住民の生命なり財産などのいわゆる安全にかかわる治水対策でありますから、この環境と安全、治水対策、二者択一という形ではないといふふうに私思つておるわけ

でございます。したがって、環境問題はともかく、治水効果なり治水の必要性、そういうものに對して疑問、批判が非常に報道されておりますけれども、建設省といつたしましては、ぜひ住民の不信を招かぬように十分配慮して説明もしていただきたい、こゝういふふうに思ひます。

それから最後に、地球環境問題になりますけれども、外務省にお尋ねしたいと思ひます。

いよいよサミットが近づいたわけでありまして、先進国のイニシアチフで開催されたわけでありまして、しかしそのときも途上国は環境破壊の最大の原因は貧困にあるんだ、こゝういふふうに強調しておるわけでございます。いづれにいたしまして、貧困格差は正のための途上国の開発といふものはこれから不可欠だといふふうに思ひます。そういう中で人口が年一億人ふえてくる。その九五％が途上国、こゝういふことでありますから、途上国問題はやはり人口問題、それから開発の促進、こゝういふことになると思ひます。

人口問題はいろいろ難しい問題があるわけでございますけれども、ひとつ実態だけお聞かせいただきたいわけでありまして、今の途上国の人口の動向、全体の動向もそうでありまして、タイ、インドネシアのように成長が進んだところでのいわゆる人口増加、それから依然人口がふえている国、こゝういふふうに分けて幾つか教えていただければ幸ひと思ひます。

○説明員(隈久保次君) 御説明申し上げます。

世界全体の人口の動向でございますが、国連の統計によりますれば、一九五〇年に二十五億であった世界全体の人口が一九七五年には四十億、一九八七年七月には五十億、現在約五十四億といふこととございします。国連は同じく若干の予測をやつておりますが、今世紀末には六十四億、二〇二五年には八十五億、さらに二〇五〇年には百億に達するであろうといふふうに予測しております。

東南アジアの地域におきまして、タイ、インド

ネシアの人口増加率でございますが、低下が若干目立っております。両国の八五年―九〇年の年平均増加率はそれぞれ一・五三％、一・九三％でございまして、一％台といふことでございします。同じく東アジアでは中国、韓国、人口増加率の低下が顕著でございします。他方、南西アジア地域、国で言いますればパキスタン、バングラデシュの人口増加は顕著でございまして、それぞれの国の八五年―九〇年の年平均増加率はそれぞれ三・四四％、二・六七％といふことでかなり大きい数字となっております。

○須藤良太郎君 終わりますけれども、いわゆる地球環境問題、CO₂の抑制問題、特に途上国の要望がどうなつていのかといふことを聞きたかつたわけでありまして、それはやめにいたしました。環境庁もいわゆる環境保全の環境無償、こゝういふものに非常に取組んでいて、こゝういふに聞いているわけでありまして、ぜひひとつこれからのODAは環境無償でふやす、こゝういふことで頑張つていただきたいと思ひます。

まして、質問を終わります。

○高桑栄松君 それでは質問させていただきますが、今までの同僚委員の御質問と若干グダつたところがございますので、その辺は適当にひとつ御答弁いただければと思ひます。私は、きょうは地球環境サミットに関連したことに集中して質問させていただきます。

まず最初に、日本は世界最大の貿易黒字国で、何か最近また額が上がつたと出ておりました。そして経済大国と言われておりますので、今度の地球環境保全に対する我が国の先進国としての役割、特にいわゆる公害先進国、今や環境対策先進国と言つた方がいんでしよう、これにつきましての責任も非常に大きいと思ひます。

そこで、新聞を先ほども言われておりましたが紹介いたしますと、四月五日です。昨日の朝日を見ますと、地球環境サミットの最終準備会が四日をもつて幕を閉じた。そのときに言われている

ことは、我が国は十省庁で四十七名の大代表団である。だから四十七士が乗り込んだのかと思つたんですが、それが山鹿流の陣太鼓をたたいたのかなと。これが問題ではないかと思つたのでありますが、その中に消極的な対応が目立つて異例とも思えるような日本批判の声がしばしば上がったと書いてあります。大槌は私に気がなりました。例えばトミー・コー議長さんが二度にわたつて日本は積極的アイデアを出してほしいといふ言つたと言つてあります。それから、ECやNGOの集まりでも日本は後ろ向きだといふ批判が何度か聞かれています。これは私はやっぱ先進国としても非常に残念な話であるといふことでございします。

これに對応しまして今や地球と人類の将来はどうなるかと言われているわけですから、この危機を救うために私がお聞きしたいのは、具体的な貢献策をどのように描いておられるかといふことを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(中村正三郎君) 日本の取り組み姿勢についての御指摘がございましたけれども、やはりこれは国際的な交渉でありまして、その間の経緯のいろいろなことを出席しておつた者から聞き取りました。いろいろな経緯があるんですが、国際交渉の中のことですから一々ここでちよつとお話しするののもあれかと思ひますけれども、世界各國なかなか経済が厳しい中で、私どもは外国から来る各國の方にも申し上げておるんですが、日本はその国際的地位に應じた資金なりなんなりを出すつもりは十分ありますよといふことははっきり申し上げております。そういう態度を示しているといふ点においては私は十分評価されていると思ふのであります。

ところが、どういふ報道だか知りませんが、日本だけが多大な資金を持つんじゃないかといふような報道が過去になされたことがございします。そういったものを信じてとやうのも悪いかもしれませんが、そういったものがあるのかなといふ判断から出た人は、日本が全部持つてくれるわけじゃないかと思つておられる人もゼロじゃない

いかもしれないんですね、これは私の想像でございますけれども、そういうところから考えてみますと、やはり日本の国際的地位、国力に應じた負担はいたします、そういう覚悟の上で国際的な資金のメカニズム等をつくりましようということを提案している上では、日本は一番積極的な発言をしていると思います。ただ、具体的にトミー・コー議長の中でどういうことになったのかというのはよく調べて、もしなでたら後で御報告を先輩に申し上げさせていただきますと思います。

それで、やはりここでいろいろなことがありますが、日本は積極的に資金も出して、それで竹下賢人会議も開かれる。そういう中で、いろんな発展途上国の方が来ますけれども、これくらいのことをしていただければいいとか、いろんな非公式な話のサウンドの中である程度の方向性を資金問題等では出せていけるんじゃないか。非常に難しいと思うけれども、やはり最終的には先進国が何もしないというようなことは済まない問題であらうというふうに感じております。

それから、新聞の批判にいわゆる地球憲章が多少トーンダウンしたんじゃないかというようにも書いてございましたが、これは交渉の過程をいろいろ聞いてみますと、やはり主催国であるブラジルがリオデジャネイロという名前が入った方が好ましいということ、それから環境と開発というような文字をきちつと入れたいというようなこと、そういうこと等から、内容のトーンダウンでなくてタイトルがそういうことになるであらうというような合意が大体された。しかし、内容については、多分よく御存じだと思えますけれども、トミー・コーさんが相当指揮力を発揮されてきたようですから、これからまたいろいろ議論が出てくる可能性があると思います。私は意外に問題になるのはCO₂の問題じゃないかと思うんです。これについては先ほどからいろいろ日本はアメリカ追随じゃないかというように御批判も受けましたけれども、全くそういうことはございませんで、今全力を挙げてアメリカに

対して我々なりECなりと同調できるような方向でいってもらえないかということをお願いしているところでございます。

そういう中で、やはり国際交渉ですからいろいろなことありますけれども、この会議の成功に向けて政府一体となってやっておりますので、どうか先輩のいろんな御助言、御指導を賜りたいとお願ひ申し上げます。

○高桑栄松君 先ほど来国際会議だから調停ということは確かに日本の立場としてもそうだと思いますが、相模で言う調停は行司でございまして、行司は大事な役割でございまして主役はお相模さんを見てございまして、テレビはみんなお相模さんを見てございまして行司の方を見ていないわけじゃないか。日本の主張するポイントほどだと。これがアメリカと同じであつても結構だし反対であつても結構だし、やってみたらちようど足して二で割つたと、これも主張として結構だと思ふんです。

しかし、そういう意味で我が国のやっぱ英知を集めたそういう提案が私は具体的に必要だと思ふんです。私はサイエンスをやつた人間なもので、ユニークな抽象的なものでは満足できませんので、ユニークな独特なアイデアで何か主張してもらいたい。たまたま外国と一緒になつてもそれは十分結構でございまして。そういう意味です。

それで、実は二番目に地球環境保全の財源のお話を伺おうと思つたんですが、この間たまたま竹下さんとお会いして、リオデジャネイロに参りましたので端つこに座つていますからという話をしたら、何でもお金はたくさん出さんじゃないかと言われているようで実は困つていらっしゃる話を私にしておられました。当然だと思ふんです。賢人会議だといつて献金会議じゃございせんので、賢人が集まるといふ意味で、知恵を出し合つて日本も応分の資金を出すということであらうと思ふますので、何だか質問が少し途中でぐあいが悪くなりましたけれども、そういうことなんです。

それで、後で財源というのはどういうふうにお考えか実は御返事していただきたいんですが、一つの考え方として、新環境保全戦略というんですか、そこが軍事費の一定割合を削減してこれを地球環境保全の資金としてはどうかという考がある。これは何かという軍事費というのは言いたくなる場所でございますが、東西冷戦が終わつたんですから、これはどうしても今までどおりの軍事費を考えれば年間世界で一兆ドルという話だそうですからもう相当なものでありますし、我が国にすれば防衛費でしようが、そういうことのある意味でのインシアチブを平和国家を国是とする我が国がとれないだろうか。これを含めて財源の話をおわりの範囲でひとつ教えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(中村正三郎君) この財源の問題というのはやはり各国いろんな事情があらうかと思ふんです。それで、くどいようございましてけれども、今世界の枠組みがまともれば私どもは資金を出す、応分の負担をする用意がございましてということとを明確に言つてゐるのは日本であらうと私は思ふんです。そういう中で、今ちようど終わったばかりの会議でも結局この問題は決着がつかせんでした。そして、これからいろいろ議論がされていくと思ふんですが、やはり私は現実問題として、言い方を改めますが、ストロングさんが主宰する賢人による会議、竹下元総理、海部前総理、そして平岩経団連会長がホスト役を務められる。ここで論議されることがこつこつた問題の討議のための一つの筋道をつくつてくれるんじゃないかと期待もしているわけでございます。

債務救済の活用だとか国際公共財の使用とか、また環境税とかいろんな論議がされております。理想的にはブルントラントさんが言うように、CO₂税を世界で協調して取つて、そしてCO₂の方もそれによつて抑制するし、それを目的的に環境保全に使うことは非常に私は望ましいことだと思ふんです。しかしながら、やはり各国それぞれの立場、都合、いろんなことがあると思

いますから、当面は各国それぞれに資金の調達の方というのを考えていただいたいんじゃないか。それをどのように集めてどのように使っていくという枠組みをこの賢人による会議なりUNCEDでつくつていただいたいんじゃないかというふうに考えております。

○高桑栄松君 今のお話、私はそうだと思ひながら承りましたけれども、要するにお金は出す、出したからには口も出すということだと思ふんです。お金を出して口は出さぬから日本は何ほでも言えませんが、金を出した口を出さぬのでございまして、金を出したら口を出す、出さぬならやめる。これはやっぱり原則だと思ひます。それが一つ。だからそのためには具体案が要するということを私は申し上げているんです。こういうことをやってくれるなら出したい、出すつもりがある。

それから、もう一つは軍事費の問題。やっぱり世界各国はそれぞれだたためらっているんでしょから、我が国は平和国家なんですから、我が道を行くという意味でのやっぱ防衛費削減をある部分充てるとか、そういうインシアチブをとるといふのは、もつと先になつたときに日本は非常にいいことを言つたなということにならうかと私は期待するんです。

そういうことがございまして、もう一つはさつきの四月五日の朝日新聞で、これも聞き捨てならぬことが書いてあるんです。大きな山場は資金協力問題であつて、南北が対立したときに猛反対していた米國が一転これを認めた。そうしたら、その直後にやはり反対していた日本はそれを容認した。甚だけいからぬ話ですね。これは日本が追隨したということとを明確に書いております。言ひわけがありました。日本はもとと考へておつたんだ、だから言つたまでだと思ふんですが、タイミングが悪いと思ひます。このタイミングで日本は追隨したと思はれる。これはどうなんでしょうかね。

○國務大臣(中村正三郎君) 実を言いますと、先

ほどの話にちよつと戻らせていただけたら幸いでございませうけれども、言われました発展途上国でどういふことをしてくるんだ、どういふような対策をしてくるんだというふうなこと。そしてそれをきちつとやってももううなUNCEDなり国連なりの組織、こいつたものをきちつとして実質的に役に立つ対応をしてみたい。それは受け入れ能力と申しましょうか、そういうことをしなきゃいけないということが私の主張でありまして、これはストロングさんの方にも申し上げまして、私もストロングさんの方にも申し上げても、ストロングさんのバックグラウンドペーパーにも出てまいりますし、そういうことが非常に大切だと思ひます。

このODAに関して、例えば今は非常に要求ベースでやっております。この間もインドの環境大臣が来られて話したんですが、今はこういう項目を出してやる、だけどこれからはそうはいかなくなるよ。やはり環境に対して必要なことは環境ODAとして直接ODAは特にこういうことをやってくさいという時代に入っていくんですよという話を話しているんです。それに對してトルバさんは余りそういうことを条件つけないでくれという話をされましたけれども、私はそれはそういうわけにはいかなくなるよということ、かなり本音で各国と話しております。

そのときに、もうこれは去年からでありますけれども、GEFの組織を変えて窓口をいっぱいつくつてくれとか、新しいグリーンファンドをつくつてくれとか、またニュー・アランド・アディショナルとかいろいろおっしゃれます。そこで私は、現にこれは外国の環境庁長官との会談で私申ししていますからみんな知っておりますけれども、ニューとかアディショナルとかいう言葉の問題でない。やはり我々だってお金をつくつて出すというのは大変なことなんです。それを今枠組みをつくろうと言っているんだから、皆さんはそれを有効に使ってくださることを考えてください。だから、それがニューだとかアディショナルだとか、

お札には色がついていまして、顔が書いてありますよとまで私は発展途上国の環境庁長官の方たちへ申し上げております。

その中でアメリカ側、まあアメリカは非常にスマートにやられるわけですが言われましたけれども、またこれも後で会談、いろんな交渉事の内容ですから全部申し上げるわけにはいきませんけれども、結論としてニューであろうとアディショナルであろうと資金を出すことが大切で、これをきちつと出す用意があるよということを表明しているのは日本だけである。そこいらをひとつ考えていただけたらと思うわけでありまして、細かいことはまた後ほどお知らせしても結構だと思ひます。

○高桑栄松君 大臣のお話は私は原則的に非常に賛成です。やっぱり注文つけてくださいよ。お金に印がないからという手はありませんね。それは監査ができるんですから、やっぱりそのつもりでひとつやっていただきたいと思います。

それから地球環境問題というのは、私は公害研究所にもおりました。そのときの名前が国立公害研究所でございました。あれはインスティテュート・フォー・エンバイロメンタル・スタディーズでもともと環境研究所と書いてあるんですが、日本語は公害と書いてあるんですね。それがそもそも公害であつたのではないかと思ひますけれども、今や環境という名前に変りましてよかつたと思つております。

この地球環境問題がこんなにクローズアップされるのは、私もいささか専門の分野に携わつていた人間として思ひます。だから環境庁はしっかりとこの体制を組んでもらいたい。与党の委員さんからも環境庁を省に格上げしろというお話ございました。私も当然省に上げるべきだと思ひます。省に上がらなければしょうがないんじゃないか、こう思つてゐるわけでございますが、このことはそのおつもりですね。

○国務大臣(中村正三郎君) やはり先聲もうすべし御存じのことですけれども、この庁がで

きたときにも、例えばごみの問題一つにしてもこちらで持つておくべきかどうかという議論もあつたそうです。また、現実には仕事を待つたかどうかという面でも公共事業の調整費が持つたかどうか、やっぱり私はすべてのそういった現実的な問題を考え合せてどうあるべきかということ、これをこれから議論していかなきゃいけないんだと思ひます。

まず第一に環境に関する基本法みたいなものが、必要ではないか。これは官憲総理も答弁してありますが、そういったことはやろうということでありまして、私も私も準備しておりますけれども、まず環境基本法があつて、その下に手続とかいろいろな法律があるというふうな体系をつくつて、環境に對する物の考え方をきちつとしていかなきゃいけない。そういったものを踏まえて、それでは今の単なる調整官庁でいいのかどうかということ、いろいろ検討していかなきゃいけない。ただ名前がついただけでいいということではなくて、いろいろ現実的な検討が必要だと思ひます。しかし、それをやるには大変なことだと思ひますので、どうか御助力を賜りたいと思ひます。

そして、やはり今アメリカでも環境庁が、この間ライリーさんとハビックトウ次官が来て、やつと下院だけ通つた、上院が通ればこれで省になるんだと、こうおっしゃつていましたけれども、やはり世界がそうなつていく中で、象徴的にも環境保全型、そして持続可能な開発というふうなコンセプトが入つてきた時代にやっぱり私は省であるべきというふうに思つております。

○高桑栄松君 今の長官の御発言はこれは与党はもちろんだと思ひますが、本委員会の野党側の委員も話をしておりますと全部環境庁をバックアップしていきなさいと。しかつて文句つけておられるように見えますけれども、皆さんがみんなバックアップする態度なんですね。私なんかそう思つてゐるわけで、環境庁のOBのつもりでおりますので、そういうことでしつかりやつてもらいたい。

だから省と庁を合わせて象徴だとおっしゃつたのかと思つたんですが。

そこで、一つ私は注文がございますけれども、環境アセスメント法です。これは九十四国会に提出されてそのまゝお蔵入りになりまして、昭和五十九年八月閣議決定というところで決着をつけたわけですね。あのときの次官が正田さんでした。正田さんと実は組んでこれをつちやうやういふいかというわけいろいろとお願いをしたんですが、けれども、閣議決定という線でお蔵入りにして、環境アセスメント法はだめだつたわけですね。つまり環境庁は出さなかつた、出せなかつたということだと思ひます。省内でまとまらなかつたんで決着でいったと。首かしげておられるからこれは見込みありませんね、長官。

それで、日本は公害輸出国だという国際的困難も受けて裁判まで起こされている例があるんですね。だから、我が国に国内法としての環境アセスメント法がなくて地球環境を論ずるのは私はおかまじいと思ひます。これは何遍も私は委員会あるいは本会議で主張いたしました。一番近いところでは平成元年二月十五日の百十四国会の本会議で私は国内アセスメント法はどうしても必要であるということを申し上げましたが、私は早急にこれは持つべきでないかというふうに思ひます。大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(中村正三郎君) 実はアセスメント法案は国会に提出されました。そして廃案になりました。その廃案になったときの環境委員会の自由民主党の責任者が私でございます。ですから内容をよく存じておりますけれども、先ほど委員が今環境というものがこれだけ注目される時代になつたというのはまさに驚きだという趣旨の御発言をされておられました。あのころは環境特別委員会。しかも環境特別委員会をやつております。私は実はそのとき大蔵委員会の仕事をすつとやつておつたんですが、それと一緒に環境委員会をやりました。比較してみますと、何か環境委員会というものは特別な人たちが集まつてそこで環境環境

とやっている、こういう感じだったんです。今はまさにその感じが変わってきた。

でありまして、あのころアセスメント法案をやりましたけれども、それに対していろんな懸念が出されて、裁判が多発されるんじゃないかと、これは実体法なのか手続法なのか。実体法だとしたらそのアセスメントという理念をこんなことで出してこれが大丈夫なのかとか、いいの悪いのかとかいろんな議論があつて、結局はこれは民主主義ですから御賛同が得られなければ成立しないわけですね。私の記憶ではたしか野党の一部の方も反対であつたと思います。そこで採決すればこれは否決されるということで、もちろん自民党の中にも反対があるであろう、否決されるんじゃないか。この間の政治改革法案と比較しちゃいけないかもしれませんが、審議未了、廃案にしたわけでありまして。

その後、御存じの閣議決定のアセスをやつて、アセスというやり方も大変定着してきたと思えます。そこで、このアセス法を持つべきだと私も思つております。そして、こういうものも必要であろうということもたしか総理もこの間御答弁されたと思います。そうなりますと、先賢だからここまで申し上げていいかどうかということもちょっと考えるんですが、やはり環境基本法というものをつくった場合にはそのアセスの実体的な部分はそこに入らざるを得ない構造かなとも思ふんです。そういうことをこれからずっと検討していかなければいけないというふうに考えております。

○高桑栄松君 公害基本法は今や環境基本法と名前を変えるべきでございまして、確かに大臣おっしゃる通りにそういうふうな整備をしてそのときに環境アセス法を必ず持つていくと、お忘れなくひとつお願いしたいと思ひます。

そこで、その次に途上国への環境技術移転というのを申し上げたいと思ふんですが、例えば昔の公害というのは局地的な問題であつたんです。これは非常に昔の話で私が教授になりたての

ころで、偉い公衆衛生の教授が一月一日の新聞にこれぐらいの大きな記事だったと思ひますが書いてた読みましたら、排気ガスで街路樹が枯れる。街路樹が枯れると炭素同化作用が減る。つまり熱帯林と同じです。したがつて札幌の空気は酸素が薄くなると思ひました。今思えばグロリーバルな問題である。私はびっくりして問題を提起したんですが、公害をそう思つた人がいるんですね。これは冗談じゃない。札幌の空気が仮に薄かつたらそれを吸うのは札幌ではなくて南風が吹けば岩見沢の人がこれを吸うのでありまして、札幌の人は吸わないんです。空気は動いておられます。

それから、もう一つそのときに言つたのは、街路樹が枯れるのが問題だったから冬になったらみんないんどうすから、常緑樹以外はそうすると、冬はいつでも酸素が足りなくて高地のような訓練を受けることになるのか。これもばかばかしい話で、空気は地球を回つていますね。そのころはそこまでの考えはなかつたんですね。三十年近く前です。今やグロリーバルな問題として酸性雨が例として取り上げられますが、当然ここで発生したのはこの人が吸うよりは隣の方が吸うわけだから、動くんです。そういう意味で空気の塊が動いていってそのままそこにとどまるかどうかは問題だろうと思ひますが、そういう意味でのグロリーバルな問題として我々は考える必要がある。ということは、環境の技術は日本なら日本だけで持つてゐるのではなくて途上国にむして移転しなければならぬ、こう思ふわけです。

それで、私が委員会その他で主張いたしました高桑提案を申し上げますと、もう数年前に言つたんですが、少なくとも環境を測定するステーションが世界各国になければならぬ。東南アジアも同じです。しかもその技術的レベルが一緒でなければ、あるいは測定器具が同じレベルでなければ比較ができませんので、そういうものをそろえるという必要がある。モニタリングステーションシステムをつくるべきだ。これに金がかかるのであれ

ばステーションをつくるのに例えば日本は三割を負担するから七割をそつちで出せ、技術は国立公害研究所でトレーニングする。こういうステーションをつくるべきだというのが私の提案の一つでございまして。今それはやらないんだらうと思ひますが、例えばそういう具体的な案を私は環境庁に期待したいです。ただこうやれというプリンシプルではだめだと思ふんです。ということで、ひとつお考えをお願いしたいと思います。

○説明員(加藤三郎君) 先生おっしゃられましたように、モニタリングあるいは調査研究の必要性は全くそのとおりだと思います。そして私もそういったにしても、UNEPあるいはそのUNEPのもとでのGEMSと申して先生よく御存じの地球環境モニタリングシステム、それから世界気象機関、WMOが実施いたしております全球大気監視計画、そういった中でモニタリングという計画に積極的に参加をいたしております。特に平成二年十月におきまして国立環境研究所に地球環境研究センターというものを設けまして、アジア・西太平洋地域を中心とした地球環境の定期的かつ長期的なモニタリングを実施すべく業務を開始いたしております。

このセンターはUNEPの先ほど申し上げましたGEMSのデータベースの一つの基地としても活用されているところでございまして。今後とも、アジア地域を中心としたモニタリングネットワークの充実を図るということで、国際的にも貢献をしてまいりたいというふうに思つております。

また、先生も御高承のとおり、無償資金協力でタイに環境研究センターというのを三月二十日にオープンいたしました。また、中国の北京におきましては日中友好環境保全センターといったものをつくると今着々と準備が進んでおります。また、同様にインドネシアのジャカルタにおきまして環境管理センターといったもののプロジェクトが進められておりますが、いずれにおきましてもモニタリングが重要な要素ということ、これを推進してまいりたいというふうに思つて

ております。

○高桑栄松君 今のことで一つこれも注文ですが、大臣もおっしゃつたと思うし与党の議員さんもおっしゃつたと思ひますが、例えばODA、意味では重点を置いて援助の主軸にいくようなことも緊急な課題として今ホットなときに考える必要があるのではないかと、こんなふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) 先生おっしゃられましたように、環境分野のODAが近年急速に増加いたしております。ちよつと数字を申し上げますと、一九八六年ということでございますので昭和六十年でございますが、ODA全体の中に占める割合が四・八%、金額でいきますと三百二十九億円程度、無償有償技術協力を含めての環境分野のODAでございますが四・八%程度でありましたのが、一九九〇年におきましてはこれが二・四%、金額でいきますと千六百五十四億円程度にまで膨れてきております。

途上国におきますこの分野のニーズの大きさ、それからこれまでの過去の傾向を見ますと、今後とも充実されていくものというふうに期待をいたしております。

○高桑栄松君 そういふときのリーダシップをとるのにも我が国において国内のアセス法が私はやっぱり大事なものであるんじゃないかと思ふわけです。

それで、次にバゼル条約の批准のことをちよつと伺ひますけれども、批准加入国はこの二月で二十カ国に達している。それからUNEPからの、何か外務省の連絡らしいですが五月五日にも発効するようだ、EC諸国も六月のサミットまでには批准の意向で動いているようである。しかるに我が国はまだその動きがないのではないかと。そういたしますと、環境問題に取り組む姿勢が口ほどになく何もやらないのではないかと、非難という批判を浴びるのではないかと思ひますが、これについての考え、見通しはどうでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) このバーゼル条約に
対する対応というのはこれは急ぎたいということ
で今やっているわけでありまして、やはり
民主主義の世の中でありましていろいろな意見が
ございます。それを今政府内部で鋭意調整をして
いるところでございまして、この調整を急ぎまし
て、早期に法律をまとめるということに努力して
まいりたいと思っております。

○高桑栄松君 時間もだんだん迫ってまいりまし
たが、先ほど来やはり問題になっておりました地
球温暖化防止条約交渉について伺います。

これも非常にホットな新聞ニュースで見ます
と、四月四日あたりの新聞に載っておりますのは、
炭酸ガスの削減がアメリカにおいては非常に経済
に大きな打撃を与えると米政府の高官を驚え上
がらせた。こういうふうな新聞は大げさに書き
ますね、震え上がったと書いてあります。そ
れで米大統領はこの案を引込みないんだったら
はサミットに出席しないというふうな言い方をし
た、こういうことが出ております。そうすると、米
国の主張を通せば条約は骨抜きになってしまう
し、ブッシュさんが出席しなければすべてがブッ
シュの中でやぶの中になってしまうということ
で実効が期待できないということだと思いま
す。ですから、こういった意味でこれに対して日本
の態度はどうなのか。これは伝えられるところ
CO₂削減については日本は頑張っている。し
かし、今まで言われているのはいつでも最後はア
メリカに追随するのではないかと。これは論理的に
言っても非常に残念な話でございまして、やっ
ぱり我々がそれを主張するんであればサイエン
ティフィックなデータを提示して、これ以上は下
がれないということがなければ説得力がないわけ
です。環境の北、開発の南と言われて、経済はむし
ろ南の方が求めているわけであって、今さ
ら先進国が開発発展を目指して炭酸ガスを多く出
してもいいという論理は通らない。これはもしそ
の余裕があるならそのリザーブは南の方にやらな
ければだめなのではないか。この責任を南が問う

ているわけでありまして、南北はここでもめてい
るというのが本当だろうと思ふんです。

ですから、我が国は地球の将来、人類の将来を
考えた人類益あるは地球益というものにポイン
トを置いて主張していくのか、それともやっぱり
アメリカの傘の下でなければ暮らしていけないと
おっしゃるのか、この辺は難しいところだと私は
思います。現実の問題としてはなかなか難しい
点があるだろう。しかし、ここからは下がない
という方針がなければならぬと思ふんです。

そういうことで、この炭酸ガスというのは地球
温暖化の温室効果ガスすべてを含んでいるんです
ね、本当は、フロンはもう一九九五年でしたか全
廃という方向だと、これはそういうふうになりま
した。そのほかメタンとかNO_xとかいろいろ
あるんですが、そういう温室効果ガスすべてに関
する規制を炭酸ガスが代表しているんだと私は理
解しているんです。そういうことで、オランダな
んかは海面が上がりてきたら困る言っておりま
すし、小さな島はもう困る言っておりま
す。一方では、森林国は熱帯林を伐採する規制が
入った困るとか、何かもう利害が非常に錯綜し
ておいて、調停役、行司も大変だろうと思いま
す。我が国はサミットの中でどう考えていくのか。これ
が今度のサミットの最も焦点に置かれる問題では
ないかと私は思いますが、大臣の御見解と今の見
通し、そういうものを伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(中村正三郎君) 委員御指摘のとおり
この問題が一番重要な問題になってきはしないか
という感じを持っております。といひますのは、
先ほど申し上げましたようなことで資金について
もいろいろ話合ひはあると思ひますけれど
も、一つの方向性は出てくるんじゃないか。
それから、フロンガスについてはこれは白人種
の方たちが皮膚がんになりやすいということが
あって非常に熱心でありますから、日本が同調す
ればこれはできていくことになると思ふんです。
そして、フロンガスは温暖化ガスであ

りますけれども、フロンガスが壊していたオゾン
も温暖化ガスである。だから、オゾンが減った
ということにおいてフロンガスによる地球の温暖
化効果の結果として見れば相殺されていく。こ
れからフロンガスをやめにしたらオゾンが復活し
てくると。これは温暖化ガスでありますから
もつとCO₂の温暖化効果を助成されてプラスに
なっていくだろうということが考えられておりま
す。

そして何の知見をとるかということですが、気
候変動に関する政府間パネル、御存じのIPCC
です。これは各国全部出てやっております。
ここは検証に検証を重ねておりますが、CO₂の
温暖化効果に対してこれは危ないという結論で
あつて、大したことでないという結論は一つも出
ていない。昔から考えられてきたことが、もつと
これは我々として考えて注意していかなくはい
ないことだという厳しい結論になってきておりま
す。

その中で、CO₂の発生量を減らさなければい
けない。釈迦に説法でございまして、産業
革命の前から何十年か後になると空気中の炭酸ガ
スの濃度が倍になるといふんです。それからま
た数十年でまた倍、三倍になつちゃうと。それで、
〇・五割ずつ毎年CO₂の含有量がふえていく、
こんなことを続けていっていいわけがございま
せんと思ひます。そこで何とかしなきゃいけない
ということ、私もどしどし思ひます。ECと私も
大体のところ合っているんですが、二〇〇〇年ま
でにおおむね一九九〇年のレベルで安定化させ
る。そして日本においては、十九省庁が集まって
これを温暖化防止行動計画という計画にまとめ
て、政府が計画を持っております。

この間もECの環境に関する大臣会議の議長国
のポルトガルの環境大臣も来られましたけれど
も、二人で話し合つてこれでアメリカを説得して
いこう。いろいろな面であつて、今やつて
おります。発展途上国の方が参りますから申し上
げるんですけども、いろいろなことは考えていく

けれども、この点については皆さんもちゃんと
やってくれよと言つて、EC、日本の主張で結構
だという方ばかりに会つております。

しかしながら、今アメリカが乗つてきてくれ
ない。この間うち我々は二〇〇〇年までに一九
九〇年レベルと言つていたんですが、アズス
ンアズファイブ、アズフォー、インスタン
ス、バイジ、イヤーツー、サウザンド、アッ
トザレベル、オブ、ナインティーン、ナイン
ティーン、というのをアメリカがちょっと言つたん
で、すけれども、それもまた引つ込めちゃつたとい
うことでありまして、非常にぐあいの悪い状態に
なつていく。

そこで考えますのに、アメリカが今CO₂の発
生量の四分の一、二五%近くを発生している。日
本はこれだけの工業生産をやしながら四・七%し
か発生していない。でありますから、アメリカを
除いて条約をつくつてみたところでアメリカが出
してしまえば実効性はない。しかしアメリカが
入つて実効性のない条約をつくつてもいかにとい
う大変なことに突入しちゃうんです。ですから
こそ私どもは我々と考えを同じくしてくる世界
の方と一緒に、ともかくアメリカを説得し
ていこうということをあらゆるレベルで努力をい
たしまして、この条約が意味のない緩いものにな
らないような努力を今続けているところでござい
ます。

○高桑栄松君 では一言だけ、時間になりました
ので。

今の話は大事なことで思ひます。ですから、
日米二国間では難しいから、日本がいづつも外圧を
こうむつては何かかんかやられていまして、
今度はアメリカに対してたかさんのEC諸国等と
一緒に外圧をかけて、そしてアメリカを説
歩させるといふところで日本の存在をひとつ世界
にも認めてもらえよう、つまり国際貢献を日
本がどれほど真剣にやっているか、私はこつち
の方が一番大事な国際貢献ではないか、こんなふう
に思ひます。

ありがとうございます。

○省脱タケ子君 私は、従来からたびたび申し上げてまいりましたように、サミットの成功と地球環境の保全のためには、何よりもまず日本国内の足元の公害の根絶と被害者の完全救済が急がれるということをお願いしてまいりました。

そこで、限られた時間でありまして、去る三月三十一日に判決がありました新潟水俣病第二次訴訟地裁判決について伺いをしたいと思っております。

御承知のように判決の要点というのは非常に簡潔でありまして、国の賠償責任は認められなかったけれども、四肢末端の障害の存在する原告について、疫学的な状況と四肢末端の感覚障害のある者についてはこれは水俣病によるものと推認できるということで、九十一人中八十八人に三百万から八百万の損害賠償を支払うべきという内容でありました。そういうことについてこれは論評している余裕がありませんので申し上げますが、そして加害者であります昭和電工の村田社長が四月二日の早朝に、

当社は一日の新潟地方裁判所の判決を厳粛に受けとめ、新潟水俣病を発生させましたことについては深くお詫び申し上げます。

当社は判決内容と対応を検討しますが、新潟水俣病問題の早期解決のため誠実に取り組むこと（協議を含む）を約束します。

という確認書を提出していただくわけです。

つまり、原告は国の認定基準が狭いということがあって切り捨てられていた被害者が訴訟に立ち上がって、十年もかかって司法のもとでやっと昭和電工の賠償責任が認められたものであります。事実上、国は賠償責任を逃れたとはいえず、被害者救済の政治的責任は逃れられないと思うのであります。きのうの報道によりますと、四月の八日ないし九日にこの確認書に基づいて昭和電工と患者会との交渉が設定されたやに伺っております。そこで、政治責任を逃れられないという立場にある環境庁長官、昭和電工に対して判決に従って

賠償命令に応じるように指導をすべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員（柳沢健一郎君） 去る三月三十一日の第二次新潟訴訟の判決の件につきまして先ほど先生御指摘のとおりでございますけれども、昭和電工に対して環境庁として云々ということについては、私もさような考えは毛頭持っていないところでございます。

○省脱タケ子君 部長、それはけしからぬですよ。だって、かつて八五年八月十六日の熊本の水俣病第二次訴訟の判決で原告が勝訴をしたときに、環境庁長官がチッソに働きかけて上告を断念させた。被害者を救済するという立場をとった例があるじゃないですか。現にそういうことが過去にやられていないのかかわらず、する気はありませんとは一体何ですか。長官、ちょっとはつきりしてください。

○国務大臣（中村正三郎君） この水俣病に関する患者の認定は医学を基礎にしてそうした知見に応じて公正に行われる必要があるということ、現行の水俣病の判断基準について私もよく知っていること、これは医学界の定説となつていく知見を基礎とした適切なものであると私も考えておるわけでありまして、でありますから、私もその主張が認められなかったということは、厳しい判決であるというふうに、我々の判断と違うということを感じております。

○省脱タケ子君 これは御理解が間違っていると思うんです。私明確に言うたでしょう。政府の認定基準に入らなかった、狭いから。あなたのところの定説だと言われている認定基準に入らなくて切り捨てられた被害者の方々が訴訟に立ち上がって司法救済を求めた。司法救済の結果、これは水俣病だということに裁判で認められたんです。だから損害賠償を払いなさいと言っているんだから、そういうことが明確に裁判の判決で出たんだから、そういう状況なら司法救済で早く解決をしない、また上告や何や言うて長引かせるのではありませんに的確に早く司法救済には対応しなさいとい

う、そういう助言をしたらどうかということをお願いしているんです。あなたのところの基準が悪いか悪くないとか言うてない。はっきり聞いてください。

○国務大臣（中村正三郎君） 裁判の結果については、司法当局から損害を負担するべきところに申すことだと思っております。

○省脱タケ子君 昭和電工にはそういう助言はないんです。そうすると、前よりも現在の環境庁の行政というものは後戻りをして、逆行しているということを示すんです。いいんですか。

○政府委員（柳沢健一郎君） 今、先生から判断条件の問題についてのお話がございましたけれども、三月三十一日の判決の一月ほど前の二月七日には、東京地裁の同じ水俣病に対する、これは阿賀野川ではなくて鹿兒島の人たちを中心にした訴訟に対する判決がございました。この際は、国の判断条件、認定条件につきましてはこれは妥当であるという旨の判断がなされ、その一月有余の後、新潟地裁での判断が示されたわけでございます。

この判決の内容につきましてはなお詳細には検討する必要がありますけれども、今回の判決は公健法の認定業務のあり方そのものについては何ら言及されておられない。原因企業でございます昭和電工との間におきまして、現行の水俣病の判断条件によって認定申請を棄却された方々に対しても、原因企業との間の損害賠償請求事件の判断として水俣病と認められるとしているもの、そういうふうにご考えているわけでございます。

○省脱タケ子君 わずかな時間の質問ですから、私がお聞きをしたことに対して御答弁をいただきたいと思います。

いずれにしても、八五年当時の環境庁よりは現在では後退しているというふうに私は認めざるを得ません。

次に参りますが、水俣病総合対策事業についてお伺いをしたいと思っております。

平成四年度予算というのは十億四千万、その

うち国の負担というものは五億二千百万円ですね。

〔委員長退席、久保田真苗君退席、委員長着席〕

事業の内容等は私、事前に伺っておりますから細かく伺うつもりはありませんが、この総合対策によって各地の原告を含む救済を求めている被害者全部を総合対策事業の対象者として実施をするんでしょうか。

○政府委員（柳沢健一郎君） 私どもこの水俣病総合対策につきましては、これは裁判に関しまして原告であるとか原告でないとかということにかかわらず、これから国の方で出します総合対策に対する実施要綱に基づいてそれに該当する方々、そういう方々に対してはこれの対策の対象者として事業を実施してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○省脱タケ子君 これも細かく聞きたいと思ったけれども、時間がないから、これはできるだけ広く、被害を訴える方々には全部対応されるように厳に要請をしておきます。

それで、この水俣病総合対策事業を出してきた中公審の去年の十一月二十六日のこれをよく拝見してみますと、こういうふうにかかれていまして、四肢末端の感覚障害を有する者について個々の症候とメチル水銀との関連の有無を判断するのは困難で、一方、裁判所には事実認定の権限が認められ、裁判官は法的因果関係を認定できる、こう述べているんですね。そのとおりなんです。行政としては汚染原因者の損害賠償責任を踏まえた対策はできないと説明をされていますね、これを拝見すると。

つまり、水俣病問題の損害賠償責任は裁判所の権限で認定できる。

〔委員長代理久保田真苗君退席、委員長着席〕

司法の場での水俣病の認定と救済をこれは中公審も認めているんですね。その上で、水俣病をめぐる問題の解決が長期にわたっていることは甚だ遺憾である。行政が健康上の問題について行う対策

○奮脱タケ子君 中公審では、今申し上げたよう

それから、東京地裁の判決でも、和解における救済の基準というのは判決での容認の基準とは違ったものになつても当然容認されるというふうな述べてられています。だから、東京地裁の判決はこれは水俣病問題の解決の基準にはなり得ないということを決して明確にしているわけです。しかも、東京地裁の判決というのは国に和解のテーブルに着くことを求めているじゃないですか。最後の章で言うているでしょう。水俣病被害の拡大防止のための行政措置が不十分だったと述べ、国と県には政治的責任があり、国には水俣病を解決する責務があると書いてありますね。国の行政の基

の損害が国民に発生したときにそれをどこまで国、すなわち国民全体の負担で見るといふ行政としての基本的な問題を含んでおりますので、私どもとしては裁判によって、こちらも一方の当事者になつてゐるんですから、そこで結論を出していただきたいということをやつてまいつたわけでありまして、私どもから和解ということがなかなかできないというようなことでございますので、今総合対策ということで、行政でできるぎりぎりのところを踏み出すような格好で総合対策を進めて、解決に向かつて努力をしてまいりたいと思つてゐるところでございます。

○政府委員(伊藤卓雄君) 私どもこのたび絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案というものを提案させていただいております。いずれ具体的には御審議いただく機会がある

○栗森喬君　まだよくわかりませんので、もう少

それ、実はパイオグアイバーシティの国際
な動きの中でもそういった角度のものが無いの
やっぱ抜けているといへば抜けているとい
うとで、ぜひまず取り組もうというふうに考
えてございます。

今度の私の法案が出されるというときに私は一つの関心を持って見ておったんですが、國際的に見ると、例えば動物保護官とか生物に対する保護のためのいろんなことをやっているところが幾つかございます。動物保護官なんかというのは國公務員とかそういう人がやるというケースが多わけですが、今日の社会の中では、ボランティア的にやっていた人々たちをそういうところとに定の資格なり条件を付与してやっていくということなどを検討していかないと、すべて行政が一次的な行政の枠組みでやるだけでは問題の解決にならないのではないか、こういうふうに考えまが、その辺は政府としてどんなお考えでしょう

(政府委員(伊藤康雄君)) 私どもは残念ながら具体的な活動との関連でのデータは一切持ち合わせをしておりませんが、動植物の保護地域であることが大事なところについてはできるだけ避けるようにするというようなことは両者の申し合わせになっています。

栗森喬君 きょうはこれ以上言いませんが、私
松くい虫の空中散布でやったとき、いろんな問
題があるというのをいろんな団体から言ってくる
だけです。私も多少その種の人たちの意見もお聞
けです。私でも、何らかの客観的な物差しが欲
いというときには行政なら行政にそんなところ

調べたことあるのか。これはたまたま林野庁が担当ですが、林野庁はとにかくこの法律を通してほしいということ、いや問題はありませんで、できるだけ制限を設けてあります。そして今までから見ると農薬もちよと薄めたりしたとかそういう話で、こっちは情報もほとんど出てこない。

一方、環境庁に聞けば、多少調べてあるけれども、それ以上になると行政の一つの縄張りという話が適当かどうかは別にして、余り突っ込んでそれをやるということはお互いに行政官庁同士としてはどうも難しいという御意見をいただくと、だとすると、私は何を物差しにしようかそれを処理するかということが全くできないという状態になるんです。

ですから、この種のことについて一つの例示で申し上げたわけですが、私は例えば今度のバーゼル条約の問題一つ見ただけで、推進する通産省や厚生省が監視にかかわる問題を幾らやっただけで、別にきょうは環境庁の応援演説にきたわけじゃないんだけれども、やっぱり私は行政の中でチェックをするということではない、証券の問題もそれで出たんだし、お互いどんな行政でもそういうお互いが監視するものと推進するものとはどこで区分けをしなければならぬ。

松くい虫という全政治行政領域から見たらごく少数でございますが、私が痛感した一つでございますから、今後この種のことについて積極的に前へ出るという姿勢が環境庁としてありなのかどうか、これをお尋ねしたいと思っております。できたら長官にも一言答弁を願いたいと思っております。

○国務大臣(中村正三郎君) やはり役所へ来てみましてこうして仕事をしてみますと、現実には各役所の所掌というのが決まっております、その中で動くものですから委員の御満足のいけないような格好も出てくると思っております。

バーゼル条約に関する法律はちよとこれとは局面が違うかとも思いますが、あらゆる面で、地球環境なり我々の生活自体が持続可能な開発という中で、環境という視点をやはりあらゆる

経済に組み込んでいかなきゃいけないという時代になりまして、まさに環境庁のあり方、環境行政のあり方というのを考えていかなきゃいけない時代、そういった大きな考えの中で微力ですがいろいろ一生懸命やっております。

○要森審判官 今までは優しく申し上げて、次に水俣病のことについて、今度はこれはきっちりお答えを。

同僚議員からも出されておたわけでございますが、今回の問題で私なんかも考えて非常に難しいと思うのは、一つは新潟地裁の判決と東京地裁の判決が多少違った面も出てきた。これは行政に對して一定の見解なりこれからのあり方を求めるに当たってちよと弱ったところもあります。しかし、基本的には私は司法判断を求めざるを得ない。司法判断を求めるに当たって国は当然そこに見解を言っているわけですが、少なくとも司法判断の根拠というのをやっぱり重要視して、これに對してきっちり受けとめるという姿勢がどうもこの間の新潟地裁判決以降の対応の中でも感じられない。

この辺のところについてこれからどうしていくのか、まず基本的なこととしてお尋ねをしたいと思っております。

○政府委員(柳沢健一郎君) 今回、新潟地裁の判決におきましては、疫学条件と四肢末端の感覚障害だけでもってこれは水俣病だというそういう判断をしているわけでございますけれども、これは一月ほど前の東京地裁ではそういう判断はいたしておりません。

そこで、私もといたしましては、昭和五十二年の通知の判断条件、これはその後昭和六十年の専門家会議、それから最近、昨年十一月の中公審答申、そこにおきましても国の判断条件は妥当である、こういうことが述べられているわけでございますけれども、こういうようなことから、環境庁の定めている水俣病の判断条件は現在におきましても医学界の定説となつてゐる知見を基礎

として適切なものである、こういうふうに考えているところでございます。

○要森審判官 何となくそれが行政の見解だという意味で私は少し問題提起をしたいわけですが、確かに一つの判断だけで、別の確率があるということは当然あると思つてます。やっぱり司法判断を求めざるを得ないというそれぞれの原告団の置かれた問題、それから裁判では必ずしもそういうことが争われたと思つてませんが、地域社会の中でやっぱりある種の、私はしびれがあったんだとかこういう感覚があるんだということは、あの人は水俣病に関係なくほかの病気をすりかえて言っているんじゃない、そういう問題意識では裁判までやれないものです。裁判で判断を求めるといふのはよほどのことというのが一般的な国民の常識でございます。私はそういうことを考えたときに、今の行政の判断基準というのはどこかでそういう個別のプライバシーも重要視しなければならぬ、ちゃんとできるような体制をやつていっていただけることがこれからの問題ではないかと思つてます。

特に、もし皆さんが言うことが妥当だとすれば、今回総合対策をなすにつけたかというのはいずれにしても今までの行政の判断の限界を超えたところに熊本なら熊本の問題で一定の判決があった。新潟はまた新しい判決の材料があったわけでございますから、この種の問題について今までも何回も答弁をいただきましたが、もう少し新しい行政の判断基準をつくるべき段階に來たんだではないか、こういうふうに思つてますので、答弁を大臣にもお願いしたいと思います。

○政府委員(柳沢健一郎君) 今まさに先生がおっしゃったようなこと、これは中公審の答申におきましても、水俣病とは認定されないものの水俣病にも見られる感覚障害を有する人、それからそういう人たちに對して医療の機会を確保するということが必要である、あるいはそれはその地域における社会的問題となつてゐる、そういうような判断が示されているわけでございます。

先生の御趣旨のいわば解決の方策にもなるという考え方も、今今回の総合対策を進めることになつたわけでございます。この総合対策によつて医療の確保はもちろんのこと、療養手当として月一万六千円ないし二万二千円というその療養手当の確保等々が行われるわけでございますので、私どもはこの総合対策をこれから十分実行するものとするように実施をしてまいらなければならぬというふうに考えているところでございます。

○国務大臣(中村正三郎君) やはり先ほど御答弁させていただきましたように、行政というものは国民から預かったもので動き、国を預かつて動くわけでありまして、どうしても先生方から見るとしよくし定規だということに見られてしまふ。そういうことがあるのかもしれないが、やはり汚染者負担の原則という中で、国民全体でどこまでしていこうかというときにどこまで踏み込めるか。

そこで、今保健部長からお答えをさせていただきましたように、やはりそれだけの根拠がないと予算要求もできない、予算もつてもらへません。そこで、昨年十一月五日ですが就任して、この予算だけはどつしてもくれよということで大蔵省と一生懸命折衝いたしました。予算をもらつて、そしてこの総合対策をやることによって努力をさせていただきたいということで今取り組んでいるわけでございます。

なかなか和解ということも委員からこの間も御質問ありましたが、やはり行政でどこまで、すなわち国民の負担でどこまでやるかということになりますと、私も半分政治家でありましてから考えるのですが、行政に判断を求められてもなかなか難しいところではないか。そこでぎりぎりできるところで今努力をさせていただいてゐる、こういうことでございます。

○山田勇君 今の省脱委員として要森委員の水俣病の話を伺つておりました。環境委員会は私も籍を置いて長いので、この問題はもう何年か経ちましたことである。長官、よくわかるんですが、長

官の言われること。私ことですが、これは質疑通告していませんので答弁は結構なんです、今の流れの中から感じたことを率直に述べたいという気持ちであって申し上げているわけでございますが、国が私企業の責任を一々負っておられない、これはもう全くそのとおりだと思うんです。これをするともうとんでもないことで、私はその苦い経験があるんです。

私、友人に五千万円の手形の裏書きを無知なものですからして損失を与えられた。ある日降ってわいたように五千二百七十五万円というのを払いなさいと言われた。これは友達に裏書きをしたんだから払わざるを得ない。しかし、これは損金として国税へ持っていくて認めてくれと言ったから、これは商業上の取引の一貫性の流れにあるから、先生これはもう残念なことですが認められないという判断があるわけですね。それと全く僕は一緒だと思うんです、今国が立たされている立場は。

私は水俣のこの問題で最後の質疑をして、そして山内さんという最優秀な方を一人亡くしております。質疑が終わった後に私の部屋へ来て切々と訴えられて、私の判断としては先生もうあれ以上の答えはできません、お許しくださいというて、ほんまに涙流して言われたんで、いや山内局長よくわかったということでお別れして、それから間もなく御不幸があったわけで、大変残念に思っている委員の一人でございます。

それだけに、もうこれ以上私は申し上げませんが、今長官は政治の判断というのは大変立場上難しいと言われていると思いますが、私はここに至っては政治の判断だと思うんです。本日は地球サミットまでにやっばりこの問題も片づけて長官の気持ちとしてはすっきりした気持ちで行きたいでしょうが、今いろんな情勢の中で私はやっばり判断より決断だと思うんです。これも間もなくその時期が来ると思うんです。その時期が来ることを心からこいねがっている一人として、水俣問題の早期解決をしていただきたいと思います。

まず、地球環境問題に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

従来、我が国の地球環境への国際的取り組みに對しては消極的かつ受動的との批判が強いばかりでなく、熱帯雨林の問題、また流し網問題など、日本は世界の環境取組者といったイメージが広がっています。例えば日本人が割りばしを使用することによって熱帯雨林が激減しているのかのこく報道されたり、国内でも割りばし追放運動が起こっています。また、日本の流し網漁によって海洋生物が根こそぎ絶滅するという外国の報道を耳にするものですが、これらの追放運動などは事実誤認の上に立ったものも少なくないと思えます。

政府としてはこれらの誤解を解くためのアピールを積極的にしなければならぬと思えますが、この点はどうなんのでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) まさに先生おっしゃられましたように、地球環境問題はいろんな問題がございます。複雑多岐にわたっております。したがって、正しい知識を普及させていくということとは非常に重要だということに考えております。私もとしまして、従来から例えばシンポジウムを開くとか、あるいは環境白書というものの英文版あるいはその他の英文資料などをつくりまして、内外ともに私もやっております。PRするといいますが、そういう努力はしてきているつもりでございますが、まだ十分でないという点はあろうかと思っております。

私も、地球サミットを契機にいたしまして、さらに一層こういった知識の普及あるいは私どもがやっているものを正しく主張すべきは主張するということをお願いしたいというふうに思っております。

○山田勇君 流し網とか割りばしなど個別の問題に限らず、地球環境問題全般について我が国がどのように関与し貢献をしているか、環境改善に対する努力の実態を国の内外にもっと知ってもらう努力が必要ではないでしょうかと思えます。

今御答弁いただいたので結構でございます。これは食文化の一つですから、はしを使うというのは余り言われるのもしやくなものでございます。はしとしゃくひにひかたわけてございませう。高桑委員のかわりです。あの方素人なのに玄人つかまえて二回もしやれ言いましたので、一つぐらいは返しておかないけません。

世界に対する環境貢献については、単に人、技術、資金の協力だけでなく、環境保全のための理念を掲げる必要性を感じていますが、政府としての環境問題に対する理念を簡潔にお聞かせください。

○説明員(加藤三郎君) 私どももいたしまして、先ほど御答弁でも申し上げましたが、地球環境問題に当たる基本原則をいたしまして長官の懇談会で基本的な考え方を打ち出していたのでございませう。この考え方に沿いまして、また我が国の経済力あるいはこれまでの環境の体感、そういったものをすべて活用いたしまして、長官がたびたびここで御答弁いたしておりますように、世界の環境保全に向けて積極的な貢献をしていきたいというふうに思っているところでございませう。

○山田勇君 次に、環境行政の強化について伺います。

今年度の予算では地球環境保全関係費は十七省庁で計四千九百五十二億円となっておりますが、このうち直接環境庁分としては約四十八億円となっております。総予算の一分にすぎません。確かに環境庁は総合調整官庁として設立された経緯があり、予算は少額であっても他省庁に対する指揮権、監督権があれば問題はないのであります。代表的な環境問題の例では、リゾット問題は国土庁、長良川問題は建設省がイニシアチブをとっており、環境庁としてはただ意見を述べる立場でしかありません。予算も少なれば指揮権、監督権も弱く、データの集積すら思うようにできないのではなかろうかと思えます。

これからの環境行政の重要性を考えると、環境行政の強化、また内外に日本の環境行政の顔を

明確にするためにも、早急に環境問題に関するデータを環境庁に集約するとともに、環境庁に対する他省庁の権限移譲を実施し、庁を省に、いわゆる環境省に格上げすべきだと考えます。これはもう同僚議員の方からも再三にわたって言われていることであります。

いろいろな意味で、長良川の問題だけではなく、公害の問題でも市民運動を一生懸命なさっている方がおられます。そのものの運動に対しては御熱心に反対運動をなさっておりますが、あの方たちにも私たちはこれからお願いしようと思う、環境庁を省に昇格するために、そういう運動にもひとつ環境庁を省にするための運動を手伝ってもらいたい。そうすると、大きな権限が移譲してくるとあなたたちが反対している問題もひとつとしたら解決するかも知れないというようにすることで、市民運動の方にもこれからお願いに行かないかぬなと私は思っております。

そういうことで、ひとつ庁から省、先ほどのと重複して申しわけございませうが、また決意のほどを伺います。

○國務大臣(中村三郎君) 日本は昭和四十年代に大変な公害を体験しまして、公害国会をやりました。環境庁ができて二十二年になりました。御指摘のとおり、その間大規模な環境問題をめぐってまいりまして、今や地球規模の環境問題というのが解決すべき喫緊の課題になって、本日にこのままでは地球は危ないんじゃないかというようなことになってまいりました。国内においても水俣病でありますとか水質汚濁だとか大気の問題とかいろいろ残っておりますけれども、要は持続可能な開発ということを念頭に置いて、社会経済のあり方、国民生活まですべて環境というものを視点に入れて組み直していかなきゃいけない時代じゃないか。

そういう時代の環境行政であります。委員御案内のとおり、組織、制度、法理体系はそういうふうには全然なっておりません。そこで、これを今抜本的見直しをするべき時期に差しかかっている

- 一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第六二一号)(第六一四号)
- 一、水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願(第六三三号)
- 一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第六三三号)

進に関する請願(第六二九号)(第六六一号)
(第六六六号)

第五八〇号 平成四年三月六日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三十通)

請願者 東京都江東区木場二ノ一九ノ一三

紹介議員 長谷川智恵子 外二十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六〇三号 平成四年三月六日受理

水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願

請願者 熊本市黒髪四ノ一二ノ二 大畑浩

一 外九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第四三四号と同じである。

第六一一号 平成四年三月七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三十三通)

請願者 茨城県水戸市堀町二、二七四ノ二

一 吉野幸市 外三十二名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六一四号 平成四年三月九日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十一通)

請願者 東京都墨田区太平三ノ一三ノ七ノ

八〇三 庭山邦子 外二十名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六二三号 平成四年三月九日受理

水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願

請願者 熊本県水俣市江南町七ノ一〇 龍石達雄 外十名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第四三四号と同じである。

第六二九号 平成四年三月十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十通)

請願者 東京都青梅市駒本町二ノ四六〇

武藤トミ 外十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六六一号 平成四年三月十一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十五通)

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田字前山六

三 青柳富子 外二十四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六六六号 平成四年三月十二日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十六通)

請願者 福島県郡山市喜久田町字入ノ内一

五ノ一四 板垣瑞恵 外十五名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に關して、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減に關する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準を定め、並びに事業活動に係る自動車の使用に關する窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)による措置等と相まって、二酸化窒素による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く)をいう。

2 この法律において「自動車排出窒素酸化物」とは、自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物をいう。

第三条 国は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關する基本的かつ総合的な施策(自動車排出窒素酸化物に係る大気汚染防止法第三章、第四章及び第五章の規定による措置を含む)を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体を実施する自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努

めなければならない。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關する施策の実施に努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制されるよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關する施策に協力しなければならない。

2 自動車の製造又は販売(以下この項において「製造等」という)を業とする者は、当該自動車の製造等に際して、その製造に係る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に資するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たっては、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制されるよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關する施策に協力しなければならない。

(総量削減基本方針)

第六条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三章第一項若しくは第三項若しくは第四項第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準及び同法第十九条の規定による措置のみによつては公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準(二酸化窒素に係るものに限る。次条第二項第三号において「二酸化窒素に係る大気環境基準」という。)の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域(以下「特定地域」という。)に

ついて、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に
関する基本方針（以下「総量削減基本方針」とい
う。）を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、次に掲げる事
項を定めるものとする。

一 特定地域における自動車排出窒素酸化物の
総量の削減に関する目標

二 次条第一項の総量削減計画の策定その他特
定地域における自動車排出窒素酸化物の総量
の削減のための施策に関する基本的な事項
三 前二号に掲げるもののほか、特定地域にお
ける自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関
する重要な事項

3 都道府県は、その区域のうちに第一項の政令
で定める地域の要件に該当すると認められる一
定の地域があるときは、同項の地域を定める政
令の立案について、内閣総理大臣に対し、その
旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の地域を定める政令
の制定又は改廃の立案をしようとするときは、
関係都道府県の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、総量削減基本方針の案を作
成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、総量削減基本方針の案を作
成しようとするときは、あらかじめ、第二項第
二号に規定する施策に関する事務を所掌する大
臣と協議するとともに、関係都道府県の意見を
聴かなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の規定による閣議の
決定があったときは、遅滞なく、総量削減基本
方針を関係都道府県知事に通知するものとし
る。

8 前三項の規定は、総量削減基本方針の変更
について準用する。

（総量削減計画）

第七条 都道府県知事は、特定地域にあっては、
総量削減基本方針に基づき、当該特定地域にお
ける自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し
実施すべき施策に関する計画（以下「総量削減

計画」という。）を定めなければならない。

2 総量削減計画は、当該特定地域について、第
一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量までに
削減させることを目的として、第一号に掲げる
総量に占める第二号に掲げる総量の割合、自動
車の交通量及びその見通し、自動車排出窒素酸
化物及び自動車以外の窒素酸化物の発生源にお
ける窒素酸化物の排出状況の推移等を勘案し、
政令で定めるところにより、第四号及び第五号
に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定地域における事業活動その他の人
の活動に伴って発生し、大気中に排出される
窒素酸化物の総量

二 当該特定地域における自動車排出窒素酸化
物の総量

三 当該特定地域における事業活動その他の人
の活動に伴って発生し、大気中に排出される
窒素酸化物について、二酸化窒素に係る大気
環境基準に照らし総理府令で定めるところに
より算定される総量

四 第二号に掲げる総量についての削減目標量
（中間目標としての削減目標量を定める場合
にあつては、その削減目標量を含む。）

五 計画の達成の期間及び方途

3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようと
するときは、総量削減計画策定協議会の意見を
聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けな
ければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとし
るときは、公害対策会議の議を経なければなら
ない。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき
は、第二項各号に掲げる事項を公告しなければ
ならない。

6 前三項の規定は、総量削減計画の変更につ
いて準用する。

（総量削減計画策定協議会）

第八条 第六条第一項の規定により特定地域が定
められたときは、当該特定地域をその区域の全

部又は一部とする都道府県に、総量削減計画に
定めらるべき事項について調査審議するた
め、総量削減計画策定協議会（以下この条にお
いて「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、都道府県知事、都道府県公安委員
会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行
政機関及び関係道路管理者で組織する。この場
合において、協議会の庶務は、当該都道府県知
事の統轄する都道府県において処理する。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び
運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定
める。

（総量削減計画の達成の推進）

第九条 国及び地方公共団体は、総量削減計画の
達成に必要な措置を講ずるよう努めるものと
する。

（特定自動車排出基準）

第十条 内閣総理大臣は、自動車の種類、特定地
域における自動車排出窒素酸化物の排出状況等
を勘案し、その運行に伴って排出される自動車
排出窒素酸化物が特定地域における大気汚染
の主要な原因となる自動車として政令で定める
自動車であつて、特定地域内に使用の本拠の位
置を有するもの（次項において「特定自動車」と
いう。）について、総理府令で、窒素酸化物の排
出量に関する基準（以下「特定自動車排出基準」と
いう。）を定めなければならない。

2 特定自動車排出基準は、特定自動車の一定の
条件における運行に伴って発生し、大気中に排
出される自動車排出窒素酸化物の量について、
特定自動車の車両総重量（道路運送車両法第四
十条第三号に掲げる車両総重量をいう。）につ
き総理府令で定める区分ごとに定める許容限度
とする。

3 内閣総理大臣は、特定自動車排出基準を定め
ようとするときは、特定地域をその区域の全部
又は一部とする都道府県の意見を聴かなければ
ならない。これを変更し、又は廃止しようとし
るときも、同様とする。

（経過措置）

第十一条 前条第一項の政令で定める自動車（以
下この項において「指定自動車」という。）であ
つて一の地域が特定地域となつた際に現にその
地域内に使用の本拠の位置を有するものを現に
使用する者又は一の自動車指定自動車となつ
た際に現に特定地域内に使用の本拠の位置を有す
るその自動車を現に使用する者が、当該自動車
を引き続き特定地域内に使用の本拠を置いて使
用する場合における当該自動車については、自
動車の種類及び車齢（自動車が始めて道路運送
車両法第四条の規定により運行の用に供するこ
とができることとなつた日から一の地域が特定
地域となつた日又は一の自動車指定自動車と
なつた日までの期間をいう。）について政令で
定める区分に応じ政令で定める期間が経過する
日までの間は、特定自動車排出基準は、適用し
ない。

2 内閣総理大臣は、前項の区分又は期間を定め
る政令の制定又は改廃の立案をしようとする
ときは、関係都道府県の意見を聴かなければなら
ない。

（特定自動車排出基準に係る道路運送車両法に
基づく命令）

第十二条 運輸大臣は、自動車排出窒素酸化物に
よる大気汚染の防止を図るため、特定自動車
排出基準が確保されるように考慮して、道路運
送車両法に基づく命令を定めなければならない。

（事業者に対する指導等）

第十三条 製造業、運輸業その他の事業を所管す
る大臣（以下この条において「事業所管大臣」と
いう。）は、特定地域における自動車排出窒素酸
化物による大気汚染の防止を図るため、その
所管に係る事業を行う者について、その事業活
動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図
ることその他必要な措置を講ずることによる自
動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための
指針を定めることができる。

2 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるとき、前項に規定する指針に關し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができ

3 事業所管大臣は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるとき、その所管に係る事業を行う者に對し、第一項に規定する指針に照らし、その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができ

4 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるとき、事業所管大臣に対し、前項の規定による指導及び助言をすることを要請することができ

5 特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るため、第三項の規定による指導及び助言がされることが必要であると認めるときは、環境庁長官に対し、前項の規定による要請をすることを求めることができる

(資料の提出の要求等)

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる

2 都道府県は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係道路管理者に對し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關し意見を述べることができる

(国の援助)

第十五条 国は、電気自動車(専ら電気を動力源

とする自動車をいう)その他その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物がないか又はその量が相当程度少ない自動車の開発及び利用の促進並びに自動車排出窒素酸化物の量がより少ない自動車への転換の促進に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第三項、第四項、第五項、第六項並びに次項から附則第四項までの規定は公布の日から、第十條(第三項を除く)、第十一條第一項及び第十二條の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

(環境庁設置法の一部改正)

2 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

第四條第十四号中「及びスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に關する法律(平成二年法律第五十五号)」を「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に關する法律(平成二年法律第五十五号)及び自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に關する特別措置法(平成四年法律第 号)」に改める

(農林水産省設置法の一部改正)

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する

第四條第七十九号中「次号」を「第八十号」に

改め、同号の次に次の一号を加える

七十九の二 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に關する特別措置法(平成四年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること

(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する

第四條中第四十四号を第四十三号の二とし、同号の次に次の一号を加える

四十四 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に關する特別措置法(平成四年法律第 号)の施行に關すること

第四條第五十六号中「第四十四号」を「第四十三号の二」に改める

第十九條中「第四十三号、第四十四号」を「第四十三号から第四十四号まで」に改める

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された

一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律

目次

第一章 総則(第一條―第六條)

第二章 個体の取扱に關する規制

第一節 個体の所有者の義務等(第七條・第八條)

第二節 個体の捕獲、譲渡し等の禁止(第九條―第十九條)

第三節 国際希少野生動植物種の個体の登録(第二十條―第二十九條)

第四節 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に關する事業の規制(第三十條―第三十三條)

第三章 生息地等の保護に關する規制

第一節 土地の所有者の義務等(第三十四條・第三十五條)

第二節 生息地等保護区(第三十六條―第四十四條)

第四章 保護増殖事業(第四十五條―第四十八條)

第五章 雑則(第四十九條―第五十七條)

第六章 罰則(第五十八條―第六十四條)

第一章 総則

第一條 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする

(責務)

第二條 国は、野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ)が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする

2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする

3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない

(財産権の尊重等)

第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動物植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動物植物」とは、次項の国内希少野生動物植物、第四項の国際希少野生動物植物及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動物植物」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物植物の種であって、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動物植物」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物植物の種(国内希少野生動物植物を除く。)であって、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動物植物」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物植物であって、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 内閣総理大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

(緊急指定種)

第五条 環境庁長官は、国内希少野生動物植物及び国際希少野生動物植物以外の野生動物植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境庁長官は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境庁長官は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動物植物の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌日からその効力を生ずる。

6 環境庁長官は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によつて」と読み替へるものとする。

(希少野生動物植物保存基本方針)

第六条 内閣総理大臣は、自然環境保全審議会の意見を聴いて希少野生動物植物の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動物植物保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する基本構想

二 希少野生動物植物の選定に関する基本的な事項

三 希少野生動物植物の個体(卵及び種子並びに個体、卵及び種子の加工品で、政令で定めるもの(第三十条第二項において「加工品等」と

いう。)を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

四 国内希少野生動物植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

五 保護増殖事業(国内希少野生動物植物の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動物植物の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。)に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、希少野生動物植物保存基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、希少野生動物植物保存基本方針の変更にについて準用する。

5 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動物植物保存基本方針と調和するものでなければならない。

第二章 個体の取扱いに関する規制

第一節 個体の所有者の義務等

(個体の所有者等の義務)

第七条 希少野生動物植物の個体の所有者又は占有者は、希少野生動物植物を保存することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第八条 環境庁長官は、希少野生動物植物の保存のために必要があると認めるときは、希少野生動物植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに必要となる助言又は指導をすることが出来る。

第二節 個体の捕獲、譲渡等の禁止

(捕獲等の禁止)

第九条 国内希少野生動物植物及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動物植物等」という。)の生きて

いる個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項又は第二項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として総理府令で定める場合

三 人の生命又は身体の保護その他の総理府令で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他総理府令で定める目的で国内希少野生動物植物等の生きている個体の捕獲等をしようとする者(次項に規定する者を除く。)は、環境庁長官の許可を受けなければならない。

2 第三十条第一項の事業に係る譲渡又は引渡しのためにする繁殖の目的で特定国内希少野生動物植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境庁長官及び農林水産大臣の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

4 環境庁長官は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 捕獲等によつて国内希少野生動物植物等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。

三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

5 環境庁長官は、国内希少野生動物植物等の保存のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。

6 環境庁長官は、第一項の許可をしたときは、総理府令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして総理府令で定めるところは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第六項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

9 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第六項の許可証又は第七項の従事者証を携帯しなければならない。

10 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の総理府令で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

11 第三項から第六項までの規定は第二項の許可について、第七項及び第八項の規定は第二項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者について、前項の規定は第二項の許可を受けて捕獲等をした者について準用する。この場合において、第三項、第六項から第八項まで及び前項中「総理府令」とあるのは「総理府令、農林水産省令」と、第三項から第八項までの規定中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び農林水産大臣」と、第四項第一号中「第一項に規定する目的」とあるのは「第二項に規定する目的」と、第五項中

「国内希少野生動植物種の保存のため必要がある」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と読み替えるものとする。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十二条 環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者が同条第十項の規定に違反し、又は同条第五項の規定により付された条件に違反した場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分違反した場合において国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、前条第二項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前二項中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び農林水産大臣」と、第一項中「国内希少野生動植物種の保存のため必要がある」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と、前項中「国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼす」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と、前項中「国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼす」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と読み替えるものとする。

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合

二 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し

等をする場合

三 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする場合

四 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする場合

五 希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする場合

六 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として総理府令で定める場合

2 環境庁長官は、前項第五号又は第六号の総理府令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、農林水産大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の許可)

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他総理府令で定める目的で希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする者(前条第一項第二号から第六号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をする者を除く。)は、環境庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

3 環境庁長官は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 譲受人又は引取人が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け又は引取りに係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 第十條第五項の規定は第一項の許可について、同条第十項の規定は第一項の許可を受けて譲受け又は引取りをした者について、前条第二

項の規定は第一項の総理府令の制定又は改廃について準用する。この場合において、第十條第十項中「その捕獲等に係る個体」とあるのは、「その譲受け又は引取りに係る個体」と読み替えるものとする。

(譲渡し等許可者に対する措置命令)

第十四条 環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十條第十項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十條第五項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第三項又は第五十二條の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(違法輸入者に対する措置命令等)

第十六条 通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二條の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体を返送することを命ずることができる。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づき政令の規定による承認を受けずして特定国内希少野生動物植物種以外の希少野生動物植物種の個体を輸入した者からその個体がその承認を受けずして輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体を返送することを命ずることができ。

3 通商産業大臣が第一項の規定による命令をした場合又は環境庁長官及び通商産業大臣が前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る返送をしないときは、通商産業大臣又は環境庁長官及び通商産業大臣（第五十二条において「通商産業大臣等」という。）は、自らその個体を前二項に規定する施設その他の場所に返送するとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

（陳列の禁止）

第十七条 希少野生動物植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動物植物種の個体、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動物植物種等の個体及び第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の陳列をする場合その他希少野生動物植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として総理府令で定める場合は、この限りでない。

（陳列をしていない者に対する措置命令）

第十八条 環境庁長官は、前条の規定に違反して希少野生動物植物種の個体の陳列をしている者に対し、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができ。

（報告徴収及び立入検査）

第十九条

環境特別委員会会議録第四号

平成四年四月六日【参議院】

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動物植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動物植物種の個体の捕獲等、譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動物植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 環境庁長官 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動物植物種の個体の陳列をしている者

二 環境庁長官及び農林水産大臣 第十条第二項の許可を受けている者

三 環境庁長官及び通商産業大臣 特定国内希少野生動物植物種以外の希少野生動物植物種の個体で輸入されたものの譲受けをした者

四 通商産業大臣 特定国内希少野生動物植物種以外の希少野生動物植物種の個体を輸入した者

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 国際希少野生動物植物種の個体の登録

（個体の登録）

第二十条 国際希少野生動物植物種の個体で商業的目的で繁殖させたものであることその他の要件で政令で定めるものに該当するものの正当な権原に基づく占有者は、その個体について環境庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録（以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録の申請をしなければならない。

3 環境庁長官は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、総理府令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の正当な権原に基づく占有者は、前項の登録票（以下この節において「登録票」という。）でその個体に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

5 第十二条第二項の規定は、第二項の総理府令の制定又は改廃について準用する。

（登録票の管理）

第二十一条 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体に係る登録票を備え付けておかなければならない。

2 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の譲渡し等は、その個体に係る登録票とともにしなければならない。

3 登録票は、その登録票に係る国際希少野生動物植物種の個体とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の譲受け又は引取りをした者は、総理府令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

（登録票の返納等）

第二十二条 登録票（第二号に掲げる場合にあつては、回復した登録票）は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に環境庁長官に返納しなければならない。

一 登録票に係る国際希少野生動物植物種の個体を占有しないこととなった場合（登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動物植物種の個体の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）

二 第二十条第四項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2 第二十条第四項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境庁長官に返納した後その個体を回復した場合について準用する。

（指定登録機関）

第二十三条 環境庁長官は、総理府令で定めるところにより、前三条に規定する環境庁長官の事務（以下この節及び第六十三条第一号において「登録関係事務」という。）のうち総理府令で定める個体に関するものを、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境庁長官がその申請により指定するものに行わせることができる。

2 環境庁長官は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下第二十六条までにおいて「指定」という。）をしてはならない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十六条第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。

イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十六条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3 環境庁長官は、指定をしたときは、指定に係る個体に関する登録関係事務を行わないものと

する。

4 環境庁長官は、指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5 指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。）がその登録関係事務を行う場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「環境庁長官」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（指定登録機関の遵守事項等）

第二十四条 指定登録機関は、その登録関係事務の開始前に、総理府令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境庁長官に提出しなければならない。

4 指定登録機関は、環境庁長官の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 環境庁長官は、指定登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があるとき、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 環境庁長官が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第四項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境庁長官が第二十六条第三項若しくは第四項の規定

により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、総理府令で定める。

（秘密保持義務等）

第二十五条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定登録機関に対する監督命令等）

第二十六条 環境庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2 環境庁長官は、指定登録機関の役員が第二十四条第一項から第四項まで若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第二十四条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 環境庁長官は、指定登録機関が第二十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

4 環境庁長官は、指定登録機関が第二十四条第一項から第四項までの規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他の登録関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

5 第二十三条第四項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十七条 環境庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、

その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第二十八条 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境庁長官に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（手数料）

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関）に納めなければならない。

一 登録を受けようとする者

二 登録票の再交付を受けようとする者

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第四節 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制

（特定事業の届出）

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡し（業務を伴う事業（以下この節及び第六十一条第二号において「特定事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境庁長官及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び

び所在地

三 譲渡し又は引渡し（業務を伴う事業）の特定国内希少野生動植物種

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令、農林水産省令で定める事項

2 特定事業のうち加工品等に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境庁長官及び加工品等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定大臣」という。）に届け出なければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令で定める事項

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を環境庁長官及び農林水産大臣に届け出なければならない。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、総理府令、農林水産省令で定める。

5 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定大臣」と、前項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは、「内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定事業を行う者の遵守事項）

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者は、その特定事業に関し特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引取りをするときは、その個体の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一 その個体が繁殖させたものであるか又は捕

獲され、若しくは採取されたものであるかの別

二 その個体が繁殖させたものであるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 その個体が捕獲され、又は採取されたものであるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

2 前条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者は、総理府令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは、「内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 環境庁長官及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができ。

2 環境庁長官及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定事業に係る特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡し業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第三十条第二項の規定によ

る届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定大臣」と、第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十三条 環境庁長官及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者に対し、その特定事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定大臣」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等

第三十四条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第三十五条 環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 生息地等保護区
(生息地等保護区)

第三十六条 環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境庁長官は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、自然環境保全審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 環境庁長官は、指定をしようとするときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しななければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境庁長官に指定案についての意見書を提出することができる。

6 環境庁長官は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 環境庁長官は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報で公示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9 環境庁長官は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないときと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11 生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(管理地区)

第三十七条 環境庁長官は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2 環境庁長官は、管理地区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

3 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護

に關する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとす。

4 管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第四十号第一項及び第四十一号第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境庁長官が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

七 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境庁長官が指定する野生動植物種の個体その他の物の捕獲等をする。

八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて環境庁長官が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境庁長官が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 第七号の規定により環境庁長官が指定した野生動植物種の個体その他の物以外の野生動植物種の個体その他の物の捕獲等をする。

こと。

十一 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境庁長官が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして環境庁長官が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火をすること。

十四 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境庁長官が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならぬ。

6 環境庁長官は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。

7 環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することができる。

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して三月を経過する日までの間に環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができ、次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるもの

三 木竹の伐採で、環境庁長官が農林水産大臣

と協議して管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第一号に掲げる行為であつて第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境庁長官にその旨を届け出なければならぬ。

（立入制限地区）

第三十八条 環境庁長官は、管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 環境庁長官は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境庁長官は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除しよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、環境庁長官が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

二 通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるものをするために立ち入る場合

三 前二号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第七項中「その旨並び

に指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に關する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第四十一号第一項において「監視地区」という。）の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出なければならぬ。

2 環境庁長官は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して六十日を超えない範囲内で環境庁長官が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 環境庁長官は、前項の規定により期間を定めるときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により環境庁長官が期間を定めるときは、その期間）を経過した後

に指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に關する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第四十一号第一項において「監視地区」という。）の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出なければならぬ。

2 環境庁長官は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して六十日を超えない範囲内で環境庁長官が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 環境庁長官は、前項の規定により期間を定めるときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により環境庁長官が期間を定めるときは、その期間）を経過した後

でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、環境庁長官が国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるもの

三 第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

(措置命令等)

第四十条 環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしていける者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしていける者に対し、その行為の実施方法について指示をすることが出来る。

2 環境庁長官は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項(第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしない等と同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

3 環境庁長官は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらな

いときは、自ら原状回復をし、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることが出来る。

(報告徴収及び立入検査等)

第四十一条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることが出来る。

2 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることが出来る。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第四十二条 環境庁長官は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることが出来る。

2 環境庁長官は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することが出来る。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることが出来ない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分について、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることが出来る旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第四十四条 国は、第三十七条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第三十九条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境庁長官にその請求をしなければならない。

3 環境庁長官は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることが出来る。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四章 保護増殖事業

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境庁長官及び保護増殖事業を行うとする国の行政機関の長(第三項において「環境庁長官等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境庁長官等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しななければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であつてその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境庁長官のその旨の承認を受けることが出来る。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境庁長官の認定を受けることが出来る。

4 環境庁長官は、前項の認定をしたときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公示しななければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取消したときも、同様とする。

第四十七条 認定保護増殖事業等(国の保護増殖事業、前条第二項の認定を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。)は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第十九条、第三十七条第四項及び第十項、

第三十八條第四項、第三十九條第一項並びに第五十四條第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

4 環境庁長官は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八條 第四十六條第二項の認定又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五條第一項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を環境庁長官に通知しなければならない。

2 環境庁長官は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第四十六條第二項の認定又は同条第三項の認定を取り消すものとする。

3 環境庁長官は、第四十六條第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五條第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第五章 雑則

(調査)
第四十九條 環境庁長官は、野生動物植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この法律に基づく命令の改廃、この法律に基づく指定又はその解除その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

る。
(取締りに従事する職員)

第五十條 環境庁長官又は農林水産大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八條、第十一條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第十四條、第十八條、第十九條第一項、第三十五條、第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條第一項に規定する権限(農林水産大臣にあつては、第十一條第三項において準用する同条第一項及び第十九條第三項に規定する権限に限る。の)の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境庁長官又は農林水産大臣の権限の一部を行う職員(次項において「希少野生動物植物種保存取組官」という。は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。)
3 前二項に規定するもののほか、希少野生動物植物種保存取組官に關し必要な事項は、政令で定める。

(希少野生動物植物種保存推進員)
第五十一條 環境庁長官は、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動物植物種保存推進員を委嘱することができる。

2 希少野生動物植物種保存推進員は、次に掲げる活動を行う。
一 絶滅のおそれのある野生動物植物の種が置かれている状況及びその保存の重要性について啓発をすること。
二 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

三 希少野生動物植物種の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動物植物種の保存のために必要な助言をすること。

四 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする。

3 希少野生動物植物種保存推進員は、名譽職とし、その任期は三年とする。

4 希少野生動物植物種保存推進員が希少野生動物植物の個体に関する調査で総理府令で定めるもののために捕獲等については、第九條の規定は、適用しない。

5 環境庁長官は、希少野生動物植物種保存推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又はこの法律の規定に違反し、その他希少野生動物植物種保存推進員たるにふさわしくない非行があつたときは、これを解嘱することができる。

(負担金の徴収方法)

第五十二條 環境庁長官が第四十條第三項の規定により、又は通商産業大臣等が第十六條第三項の規定により費用を負担せよとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、その負担せよとする費用(以下この条において「負担金」という。の)額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2 環境庁長官又は通商産業大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3 環境庁長官又は通商産業大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 環境庁長官又は通商産業大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で

指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金(以下この条において「延滞金」という。)を納付しないときは、国税の滞納処分(例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。)
5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(地方公共団体に対する助言その他の措置)

第五十三條 国は、地方公共団体が絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存のための施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国等に関する特例)

第五十四條 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八條、第九條、第十二條第一項、第三十五條、第三十七條第四項及び第四十條、第三十八條第四項、第三十九條第一項、第四十條第一項並びに第四十一條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第九條第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動物植物種の生きている個体の捕獲等しようとするとき、第十二條第一項第二号から第六号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動物植物種の個体の譲渡し等しようとするとき、又は第三十七條第四項若しくは第三十八條第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、総理府令で定めるところを除き、あらかじめ環境庁長官に協議しなければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第三十七條第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができるときに該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九條第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、総理府令で定めるところ

を除き、これらの規定による届出の例により、環境庁長官にその旨を通知しなければならぬ。

(権限の委任)

第五十五条 この法律に定める環境庁長官の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(総理府令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条、第十二条第一項、第十五条第一項又は第三十七条第四項の規定に違反した者
- 二 第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第五項(同条第十一項及び第十三条第四項において準用する場合を含む)又は第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 第十八条又は第三十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第一

項の登録を受けた者

- 四 第三十八条第四項の規定に違反した者
- 第六十条 第二十五条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条又は第三十九条第五項の規定に違反した者
- 二 第三十条第一項又は第二項の規定による届出をしない等特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十八条第五項において準用する第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者

- 四 第三十九条第一項の規定による届出をしない等同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十九条第二項の規定による命令に違反した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第九項(同条第十一項において準用する場合を含む)の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第四項(第二十二條第二項において準用する場合を含む)の登録票の再交付を受けた者

- 四 第二十一条、第二十二條第一項又は第三十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した者
- 五 第三十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)以下この号において同じ。に規定する報告をせず、若しくは虚偽の

報告をし、又は同条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 六 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 七 第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げ

た者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第四項の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき
- 二 第二十七条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条、第六十一条又は第六十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一章並びに附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律等の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)

二 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(以下「旧鳥類法」という)第三条第一項ただし書の規定によりされている許可又は前条の規定による廃止前の絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(以下「旧野生動植物法」という)第三条第一項第一号の規定によりされている許可は、第十三条第一項の許可とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧野生動植物法第六条第一項の登録を受けている旧野生動植物法第二条第一項の希少野生動植物(以下「希少野生動植物」という)で国際希少野生動植物種の個体であるものは第二十条第一項の登録を受けているものと、当該個体に係る旧野生動植物法第六条第三項又は第五項(旧野生動植物法第八条第二項において準用する場合を含む)の規定により交付された登録票は第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

第五条 前二条に規定するもののほか、旧鳥類法若しくは旧野生動植物法の規定により環境庁長官がした処分その他の行為又は旧野生動植物法の規定により環境庁長官に対してされている許可若しくは登録若しくは登録票の再交付の申請は、この法律の相当規定に基づいて環境庁長官がした処分その他の行為又は環境庁長官に対してされている許可若しくは登録若しくは登録票の再交付の申請とみなす。

第六条 この法律の施行前に、旧野生動植物法第六条第一項の登録を受けた希少野生動植物を譲り受け、又はその引渡しを受けた者に係る環境庁長官への届出及び当該登録を受けた希少野生動植物を所持する者で旧野生動植物法第八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったものに係る登録票の返納については、なお従前の例に

よる。

第七條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第八條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号に次のように加える。

ワ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)第四十三條第一項

第一條第一項第三号及び同條第二項を削る。

第二條第一項中「前條第一項第二号の裁定及び同項第三号の裁定」を「前條第二号の裁定」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五條第一項中「第一條第一項第二号」を「第一條第二号」に改め、同項ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第四十五條第一項中「左に」を「次に」に、「基く」を「基づく」に、「自然環境保全法」を「自然環境保全法」に改める。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(昭和四十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「特殊鳥類(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)第二條第一項に規定する特殊鳥類をいう。」「を「国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)第四條第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。」「に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第十二條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七 前項の規定により国内希少野生動植物種の保存のために定められた事項は、絶滅のおそ

れのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定の適用については、同法第三十七條第七項(同法第三十八條第五項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件とみなす。

第五十八條の二中「第一條第一項各号」を「第一條各号」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)

第九條 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)」を「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)」に改める。

第十條 自然環境保全法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)」、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)」を削る。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正)

第十一條 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「特殊鳥類(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)第二條第一項に規定する特殊鳥類をいう。」「を「国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)第四條第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。」「に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第十二條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)」を「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)」に改める。

第十三條 環境庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)」、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十四條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第六十一号の次に次の一号を加える。

百六十一の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第二十九條中「第百六十二号」を「第百六十一号の二」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十五條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第

号)の施行に関すること。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第六八一号)

一、水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する

請願(第七〇五号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第七一八号)(第七三九号)(第七五七号)

第六八一号 平成四年三月十三日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(六通)

請願者 静岡市駒形通六ノ五ノ三 橋本幸子 外五名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七〇五号 平成四年三月十六日受理

水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願

請願者 熊本市上南都町七九二 穴見紀元 外九名

紹介議員 田淵 敷二君

この請願の趣旨は、第四三四号と同じである。

第七一八号 平成四年三月十七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)

請願者 静岡市丸子四ノ六ノ四 左近司信子 外九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三九号 平成四年三月十八日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十三通)

請願者 長野県小県郡丸子町西内六〇三ノ一 小宮山ミヨ子 外十二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五七号 平成四年三月十九日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十一通)

請願者 鹿児島県瀬市末広町四ノ一九
山田夏江 外十名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第七七四号)(第七八五号)(第八〇一号)(第八一六号)(第八三七号)
一、博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(第八七五号)

第七七四号 平成四年三月二十一日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)

請願者 東京都北区田端五ノ五ノ一 犬飼里枝 外九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七八五号 平成四年三月二十三日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二通)

請願者 長野県大田市神楽町二、六〇一
高橋順子 外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇一号 平成四年三月二十四日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者

との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)

請願者 東京都稲城市平尾三ノ七ノ五平尾住宅六一ノ二〇四 石井功一 外九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八一六号 平成四年三月二十五日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(六通)

請願者 横浜市緑区美しが丘四ノ四ノ五四 林和子 外五名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八三七号 平成四年三月二十六日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(七通)

請願者 東京都世田谷区船橋二ノ二ノ五 柳田美代 外六名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八七五号 平成四年三月二十六日受理
博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(五十通)

請願者 北九州市小倉北区篠崎四ノ一四ノ七 和田昭彦 外三百六十三名
紹介議員 紀平 梯子君
一、博多湾の自然破壊を防ぎ、すばらしい自然環境を子孫に伝えるため、香椎・和白沖の人工島埋立計画を中止し、住民の声をよく聞き再検討すること。
二、博多湾の環境を守るため、当面次のことを行うこと。

1 野鳥の宝庫である博多湾(特に博多湾東部

の和白干潟や今津湾の瑞梅寺川河口の干潟とその周辺の海域)をラムサール条約の登録指定地にすること。
2 博多湾を鳥獣保護区の特別保護地区に指定すること。
3 公害対策基本法第九条に基づく博多湾東部の水質基準を、湾内のその他の海域と同じように自然環境保全のためのA類型の基準に改めること。

平成四年四月二十一日印刷

平成四年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局